

Ⅱ 調査結果

はじめに

本調査は、平成13年度からの満額年金の支給開始年齢の段階的引上げ、新再任用制度の本格実施を踏まえて平成14年度に実施した調査（平成13年度の定年退職者8,495人を対象に実施、有効回答率68.5%）及び平成16年度に実施した調査（平成15年度の60歳定年退職者5,427人を対象に実施、有効回答率61.8%）に続くものであるが、今回は平成18年度の60歳定年退職者から満額年金の支給開始年齢が63歳になることから、再任用制度についての調査項目をより充実させて実施したものであり、調査項目は前回調査とは必ずしも同一ではない。また、前回調査から今回調査までの間には、特定独立行政法人について見直しが行われ、平成18年4月に多くの特定独立行政法人が非特定独立行政法人となり、平成19年10月現在8法人（平成16年度112法人）となったこと及び同月には日本郵政公社が民営化されたことにより今回の調査には含まれていないので、前回調査との比較については留意する必要がある。なお、前回調査との比較において集計上日本郵政公社を除けるものは除いてある。

今回調査の回答者に関する基本属性については次のとおりであるが、無記名での通信調査としたため、一部項目について精査できなかったことから前回調査と同様な集計ができなかったものがある。

なお、集計表については53頁から、また、調査票については105頁からそれぞれ掲載しているので参照していただきたい。

回答者の基本属性

(1) 性別

男性が83.7%、女性が15.3%となっている（第1表）。

（前回調査60歳定年退職者 男性 82.8%、女性 17.2%）

(2) 住居の所在地

北海道が285人で10.2%、東京都が219人、7.8%、埼玉県が149人、5.3%、千葉県が138人、4.9%等となっている（第2表）。

（前回調査では北海道が378人で11.3%、東京都が286人、7.8%、千葉県が180人、5.4%等）

(3) 市区町村の人口規模別居住状況

市区町村の人口規模別居住状況は、政令指定都市を除く15万人以上の市町村が860人で30.7%、政令指定都市が665人、23.7%、5万人以上15万人未満の市町村が649人、23.2%、5万人未満の市町村が496人、17.7%となっている。

また、政令指定都市では東京23区（特別区）が131人で4.7%、札幌市が117人、4.2%等となっている（第2表）。

(4) 勤続年数

退職時の平均勤続年数は、男性が39.4年、女性が33.4年、男女計で38.4年となっている（第3表）

（前回調査の60歳定年退職者は男性で39.4年、女性で35.0年、男女計で38.3年）

(5) 給与制度の適用区分

退職時の給与制度の適用区分別割合は、給与法適用職員が2,204人で78.6%を占めており、特定独立行政法人職員が278人、9.9%、給与特例法適用職員（林野庁）が105人、3.7%となっている（第4表）。

(6) 適用俸給表（給与法適用職員）

給与法適用職員の適用俸給表別割合は、行政職俸給表（一）が1,113人で50.5%、公安職俸給表（二）が315人で14.3%、税務職俸給表が285人で12.9%、公安職俸給表（一）が179人で8.1%、行政職俸給表（二）が133人で、6.0%等となっている（第5表）。

（前回調査行政職俸給表（一）1,230人、52.8%、行政職俸給表（二）260人、11.2%、公安職俸給表（二）223人、9.6%、公安職俸給表（一）212人、9.1%等）

(7) 退職時の職務の級

給与法適用職員の退職時における行政職俸給表(一)の職務の級（行政職俸給表（一）以外については、旅費法の運用通知に基づいて行政職俸給表（一）の各級に分類）は、本府省課長補佐等の6級相当が695人で31.5%及び5級相当が425人で19.3%、同係長等の4級相当が245人で11.1%、同室長等の7級相当が201人で9.1%、同係長等の3級相当が195人で8.8%となっている（第6表）。

1 現在の就労状況等

- ・ 退職後に就労を希望した者の割合は約72%で、最も働きたいと思った就労先は「国の機関（再任用職員）」が最も多く約43%となっている。
- ・ 調査時点において仕事に就いている者の割合は約63%であり、男女別では男性が約65%、女性が48%となっている。
- ・ 調査時点において仕事に就いている者の就労先は、「国」が約45%を占めており、そのうち約75%が再任用となっている。「民間企業」に再就職している者は約18%である。
- ・ 仕事に就いている理由は、「生活費が必要」が男女とも最も多く、男性では約75%、女性では約64%となっている。
- ・ 仕事に就いていない理由は、男女とも「他にやりたいことがある」（男性約29%、女性約32%）が最も多いが、女性では「働かなくても生活していける」（約23%）と「家族の健康状態など家庭の事情」（約22%）が拮抗している。
- ・ 働きたい年齢は、65歳とする者が半数弱と圧倒的に多く、65歳以上まで働きたいとする者は約7割となっている。これを男女別に見ると、男性の方が女性よりもより高齢まで働きたいと考えているという結果になっている。
また、就労状況別では、就労者の方がより高い年齢まで働きたいと考えている。

(1) 退職時の就労希望状況（前回調査未実施）

退職後に就労を希望した者は約72%で、これを男女別にみると男性約75%、女性約60%となっており、男性の方が女性より多い。一方、就労を希望していない者は約26%で、これを男女別にみると男性の約24%に対して女性は約37%となっており、女性の方が多くなっている（図1、第7表）

また、最も働きたいと思った就労先については「国の機関（再任用職員）」が最も多く約43%、「問わなかった」が約30%、「民間企業等」が約16%、「国の機関（再任用職員以外）」が約8%となっている。これを男女別にみると「国の機関（再任用職員）」は男性が約41%であるのに対して女性は約53%と多くなっており、その他は男性の方が多くなっている、（図2、第7表）。

図1 退職時の就労希望状況

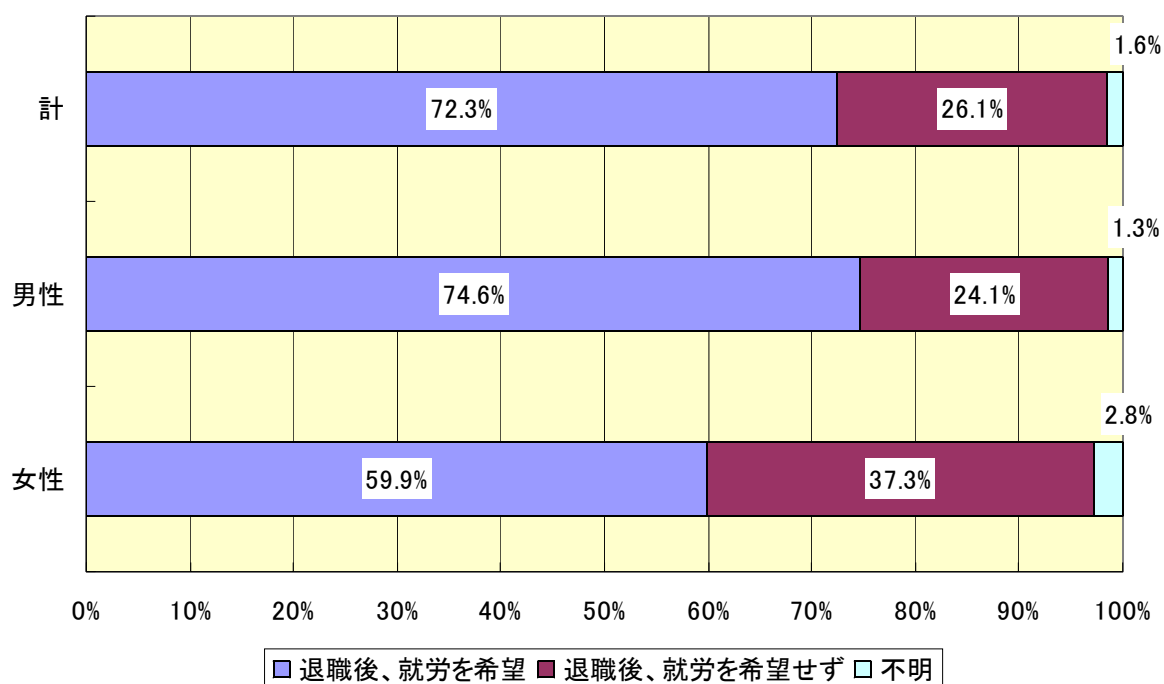
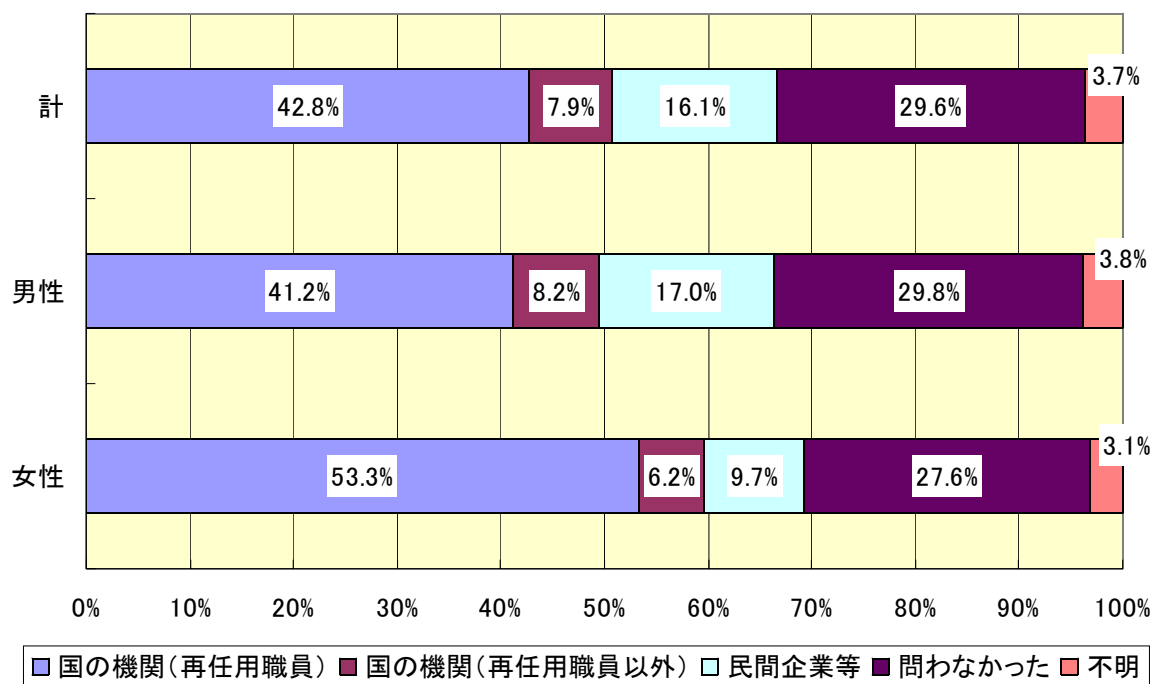


図2 もっとも働きたいと思った就労先

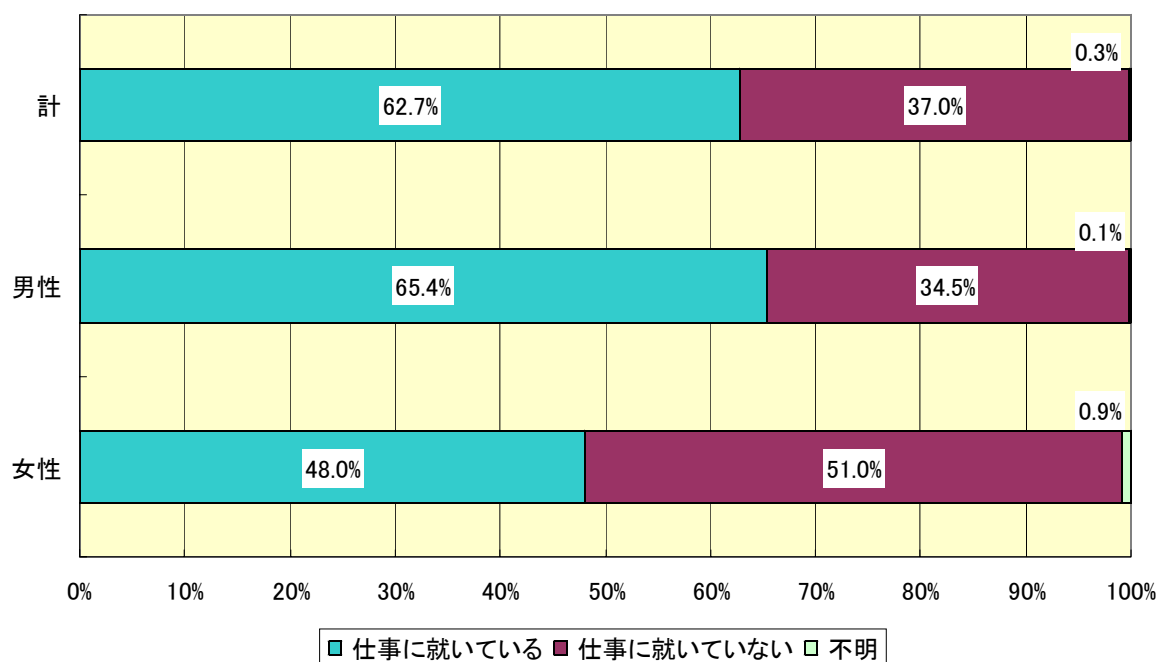


(2) 就労状況

調査時点において「仕事に就いている」者の割合は男女計で約63%であり、男女別では男性が65.4%、女性が48.0%で、男性の就労率は女性に比べて17ポイント強高くなっている（図3、第8表）。

これを前回調査と比較すると、男性で5ポイント、女性で約10ポイント前回より高くなっている（前回男性60.4%、女性37.9%）。

図3 現在の就労状況



注) 仕事に就いている者の割合

厚生労働省「平成16年高年齢者就業実態調査（注）」（平成17年6月発表）によれば、高年齢者の就業率（収入になる仕事をした者の割合）は次のとおりである。

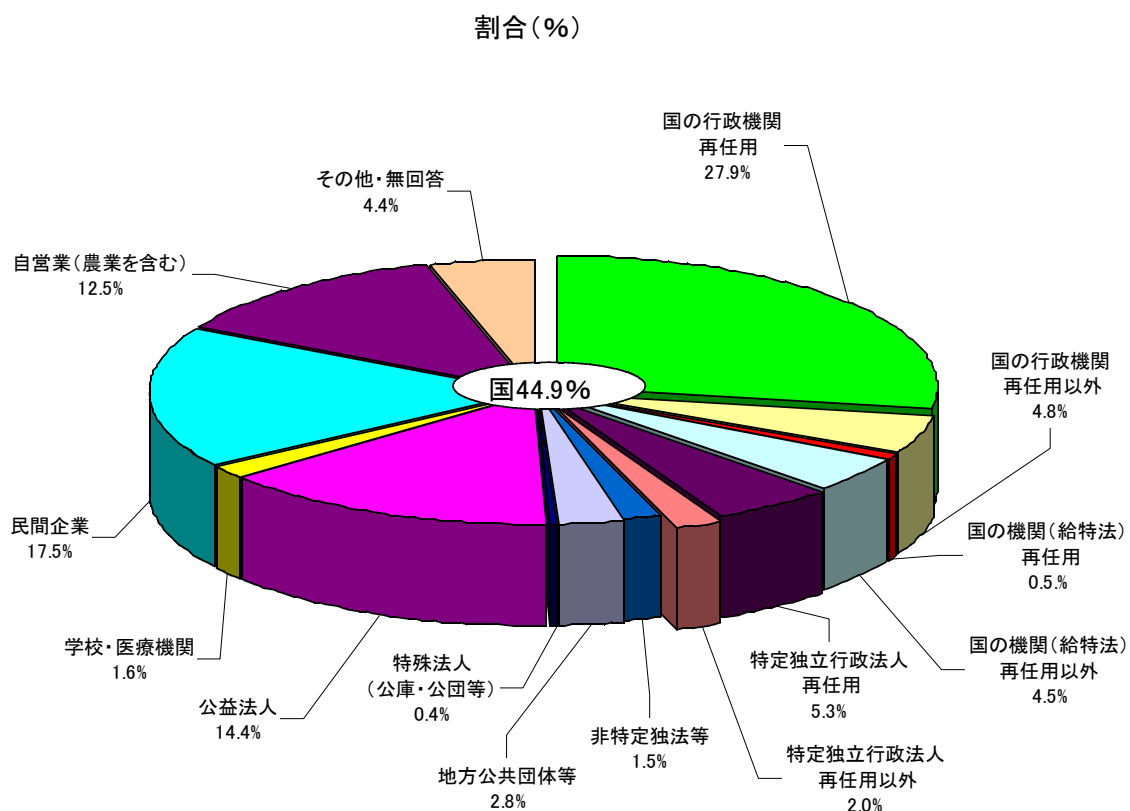
60～64歳 男 性 68.8% 女 性 42.3%

注) 全国の55歳以上69歳以下の高年齢者約26,000人を対象に平成16年10月に調査を実施、有効回答率70.8%

(3) 現在の就労先

調査時点において仕事に就いている者の就労先は、「国」が約45%を占めており、そのうちの約75%が再任用、残りが再任用以外となっている。また、「民間企業」に再就職している者の割合は約18%（前回調査約16%）と前回調査に比べて2ポイント増加し、「公益法人」は約14%（同約14%）と前回調査とほぼ同じとなっているが、「自営業（農業を含む）」は約13%（同約7%）と前回調査と比べて6ポイント増加している。（図4、第9表）。

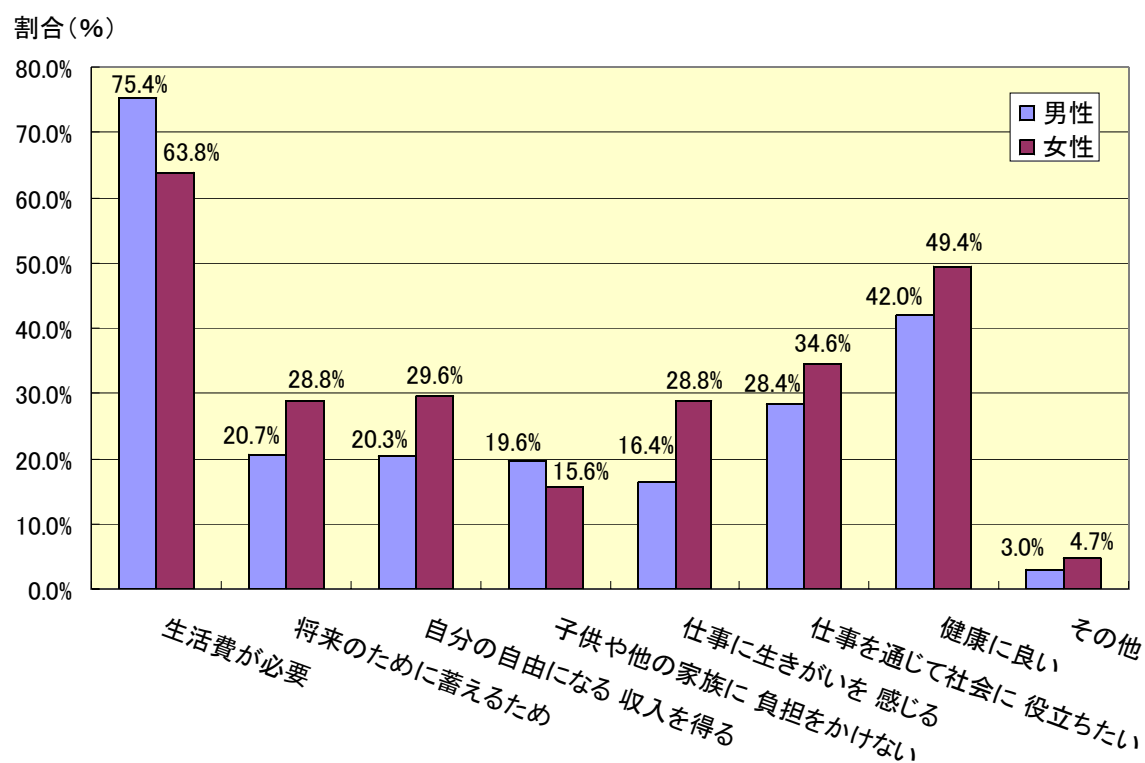
図4 現在の就労先



(4) 働きたいと思った理由

「生活費が必要」が男女とも最も多く、男性が約75%（前回調査約82%）、女性が約64%（同約73%）となっている。次いで「健康に良い」が男性42.0%（同約38%）、女性約49%（同約34%）となっている。以下、「仕事を通じて社会に役立ちたい」が男性28.4%（同24.0%）、女性34.6%（同29.8%）、「仕事に生きがいを感じる」が男性16.4%（同18.4%）、女性28.8%（同29.3%）、「将来のために蓄えるため」が男性20.7%（同17.5%）、女性28.8%（同29.3%）、「自分の自由になる収入を得る」が男性20.3%（同15.6%）、女性29.6%（同21.6%）、「子供や他の家族に負担をかけない」が男性19.6%（同17.5%）、女性15.6%（同14.4%）となっている（図5、第10表）。

図5 働きたいと思った理由（複数回答）



注）厚生労働省「平成16年高年齢者就業実態調査」によれば、次のとおり。

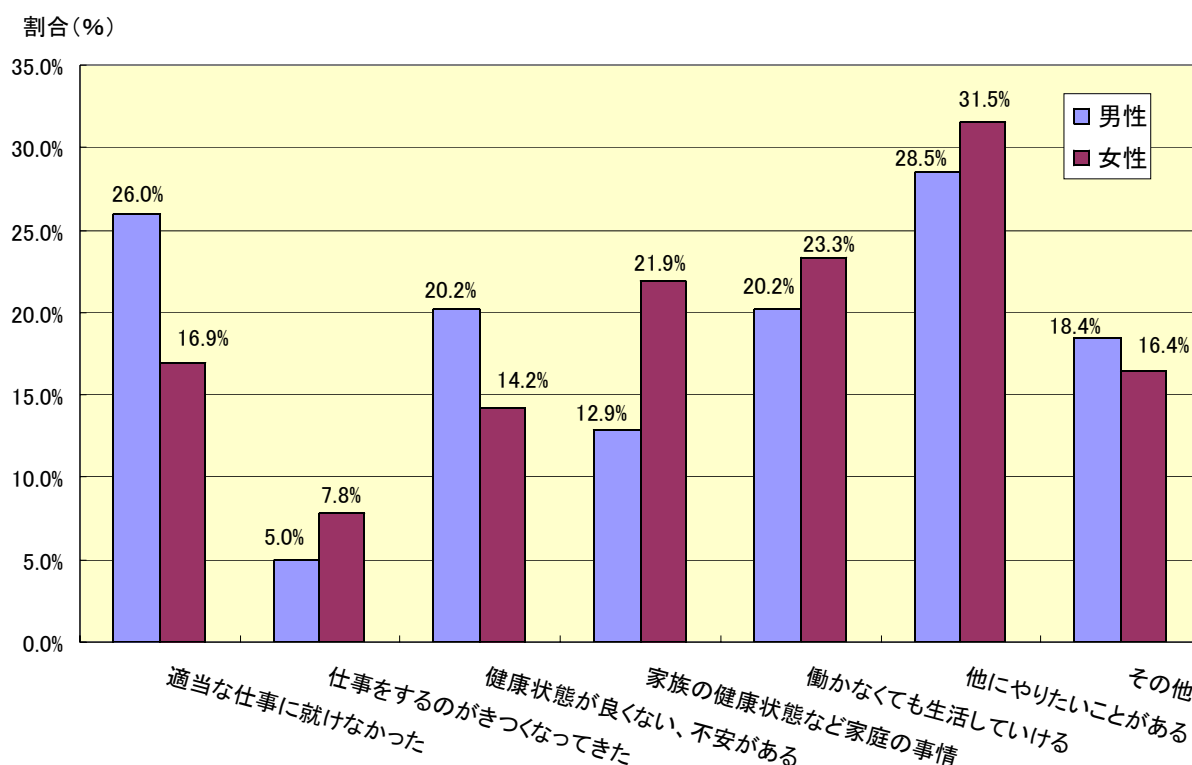
就業理由中の「自分と家族の生活を維持するため」の割合					
60～64歳	男	性	67.4%	女	性 56.9%

(5) 仕事に就いていない理由

仕事に就いていない理由では、「他にやりたいことがある」が男性約29%（前回調査約23%）、女性約32%（同約29%）で最も多い。以下、男性では「適当な仕事に就けなかった」が26.0%（同約49%）、「健康状態が良くない、不安がある」が約20%（同約18%）、「働かなくても生活していける」が約20%（同約14%）となっているが、女性では「働かなくても生活していける」が約23%（同約22%）、「家族の健康状態など家庭の事情」が約22%（同17.0%）、「適当な仕事に就けなかった」が約17%（同約31%）となっているところに特徴がある。

また、「適当な仕事に就けなかった」と「仕事をするのがきつくなってきた」が男性5.0%（同約16%）、女性約8%（同29.0%）でともに前回より減少しているが、「健康状態が良くない、不安がある」は男性では約20%（同約18%）と増加しており、女性では約14%（同18.0%）と減少している（図6、第11表）。

図6 現在、収入を伴う仕事に就いていない理由（複数回答）



注）厚生労働省「平成16年高年齢者就業実態調査」によれば、次のとおり。

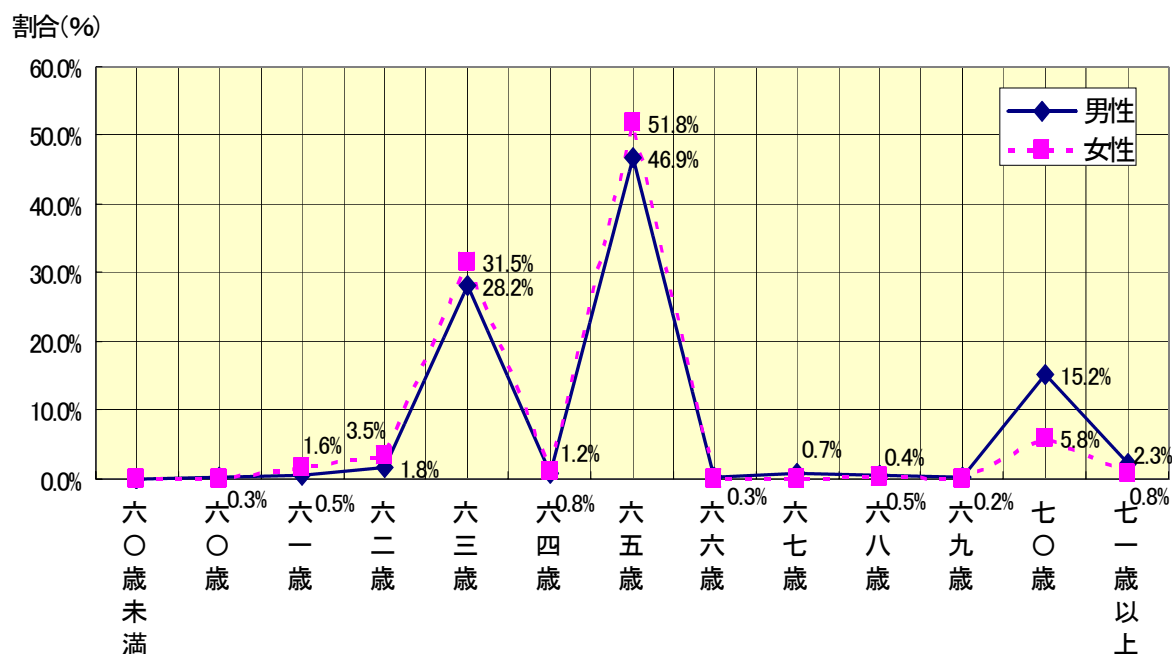
不就業理由中の「適当な仕事が見つからない等」の割合				
60～64歳	男性	58.9%	女性	51.7%

(6) 働きたいと思った年齢

65歳とする者（男性46.9%、女性51.8%）が圧倒的に多く、次いで63歳（男性28.2%、女性31.5%）、70歳（男性15.2%、女性5.8%）となっている。前回調査と比較すると、63歳が大幅に増えるとともに、前回調査で10%強であった60歳、62歳の割合が減少しているところに特徴があり、65歳以降も働きたいとする者の割合は、前回調査の約58%から約65%に増加している。この原因としては、満額年金支給開始年齢の63歳への引上げ等にもともなって高齢者をめぐる雇用環境等の整備を期待する者が増加しているのではないかと想像される。

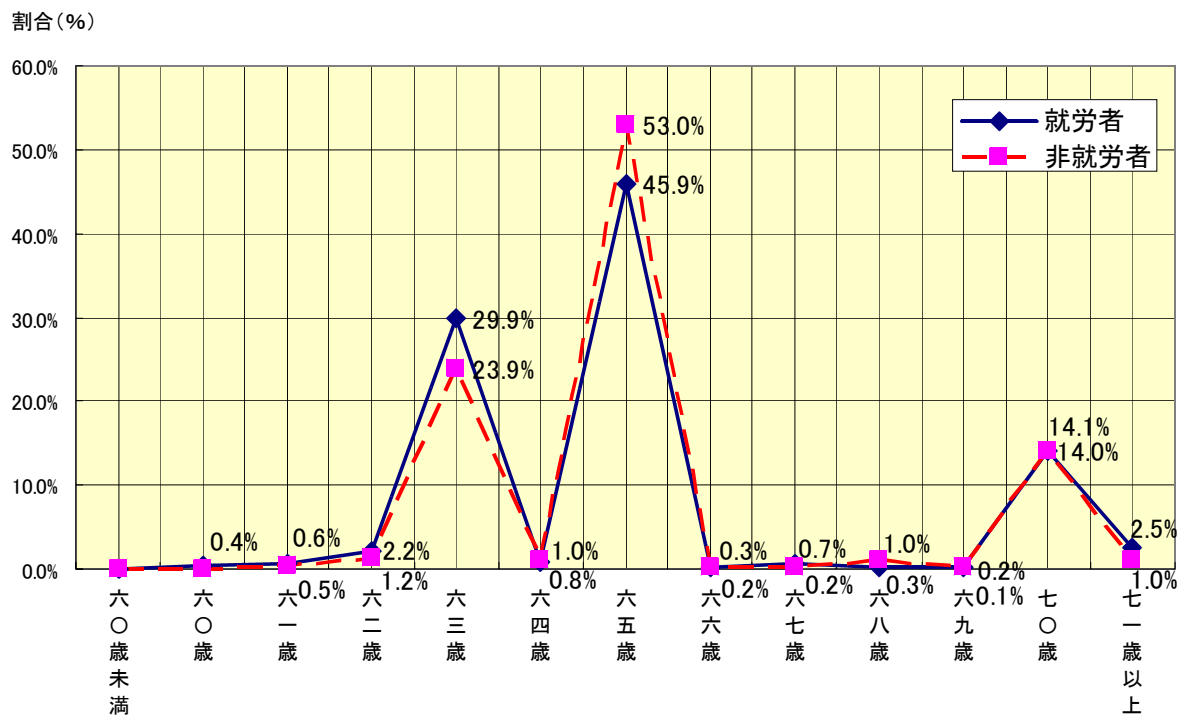
これを男女別に見ると、男性の場合には70歳以上とする者の割合が女性より高く、女性の場合には65歳以下とする者の割合が男性より高い（図7、第12表）。

図7 何歳まで働きたいと思ったか



また、就労状況別に働きたい年齢を見ると、63歳とする者は就労者が若干高く、65歳とする者は非就労者が高くなっている（図8、第12表）。

図8 何歳まで働きたいと思ったか（就労状況別）



2 再任用

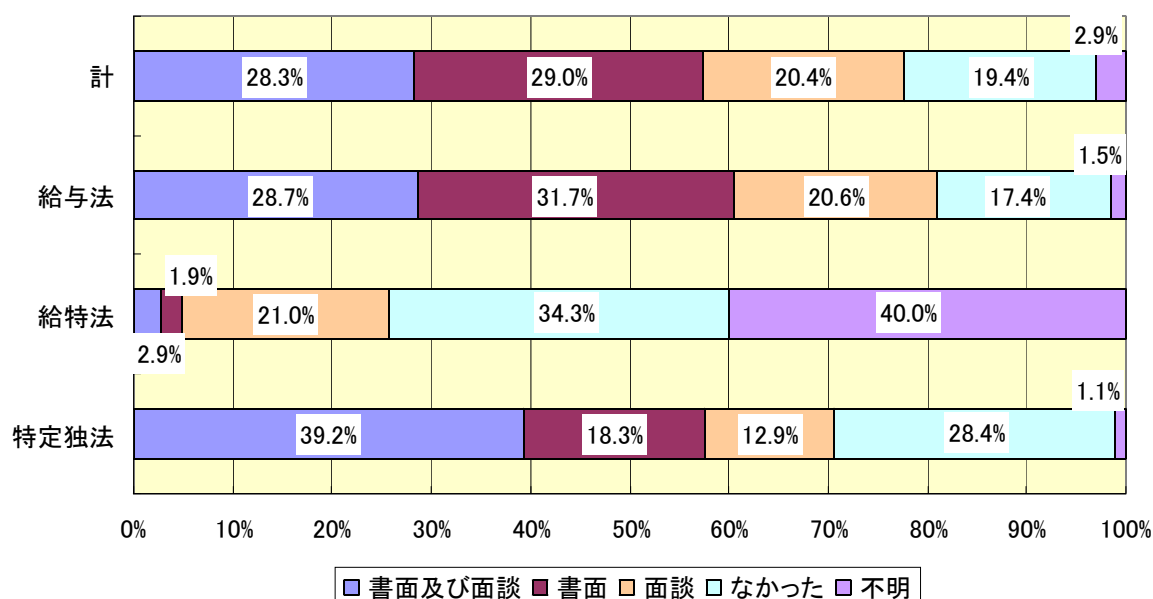
- ・ 退職前に再任用希望調査が行われたものは8割弱である。
- ・ 再任用を希望した者の割合は3分の1強であり、希望勤務形態はフルタイム勤務が男性では約44%、女性では約31%となっている。
- ・ 再任用職員として働きたいと思った理由は、「在職中に培った知識・経験等を活用したい」が約53%で最も多く、次いで「慣れ親しんだ職場で引き続き働きたい」が約38%となっている。
- ・ 再任用希望者の約78%が再任用されており、その勤務形態はフルタイムが約35%となっている。また、短時間勤務者の週勤務時間は21時間以上24時間以下が約35%で最も多くなっている。
- ・ 再任用されるに際して重視した事項は、約73%の者が「勤務地、勤務官署」を挙げており、再任用後の処遇についての満足度は、「勤務地、勤務官署」について約86%の者が満足していると回答している。
- ・ 再任用後の仕事内容は、「定年退職時と同じ」が約41%と最も多く、再任用後のポストは、「係員」が約60%となっている。
- ・ 再任用されなかった理由は、「希望勤務地、官署にポスト、定員がなかった」が約27%で最も多い。
- ・ 当初、再任用を希望したが、その後辞退した理由は「民間企業（自営業を含む）で働く、働きたい」が約25%で最も多く、また、再任用を希望しなかった理由では「自分の再任用で新規採用が制限される等、組織の迷惑になる」が29.0%と最も多い。

(1) 退職前の再任用希望調査の実施状況

退職前に書面・面談で再任用希望の調査が行われたものが8割強であり、これを所属機関別にみると給与法適用職員では8割強、特定独立行政法人職員では7割強であったが、給与特例法適用職員では3割弱となっている。

また、希望調査が行われなかったものが約2割であり、給与法適用職員は約17%、特定独立行政法人職員は約28%であったのに対し、給与特例法適用職員では約34%であった（図9、第13表）。

図9 退職前に再任用希望調査があったかどうか



(2) 再任用の希望の有無、希望勤務形態

再任用を希望した者の割合は男女とも約35%となっており、前回調査（男性約36%、女性約26%）と比較すると男性は1ポイントの減少、女性は9ポイントの増加となっている（図10、第14表）。

再任用の希望勤務形態は、フルタイム勤務では男性では44.2%、女性では30.6%、短時間勤務は男性では38.5%、女性では61.2%となっており、男性ではフルタイム勤務を希望する者が多く、女性では短時間勤務を希望する者が多い（図11、第15表）。

図10 再任用希望調査での希望の状況

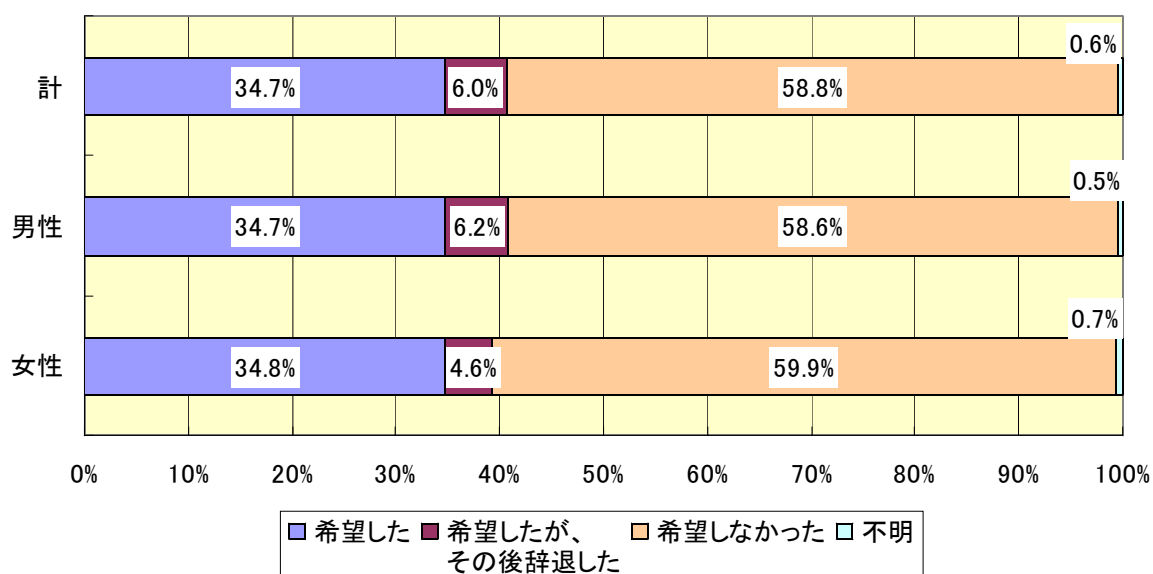
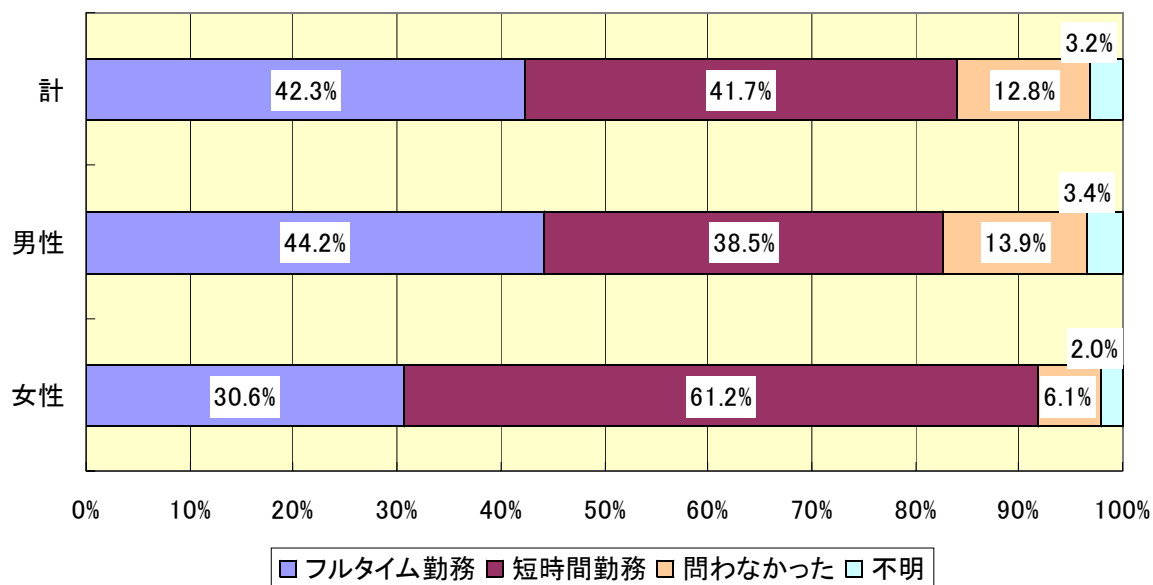


図11 再任用の希望勤務形態

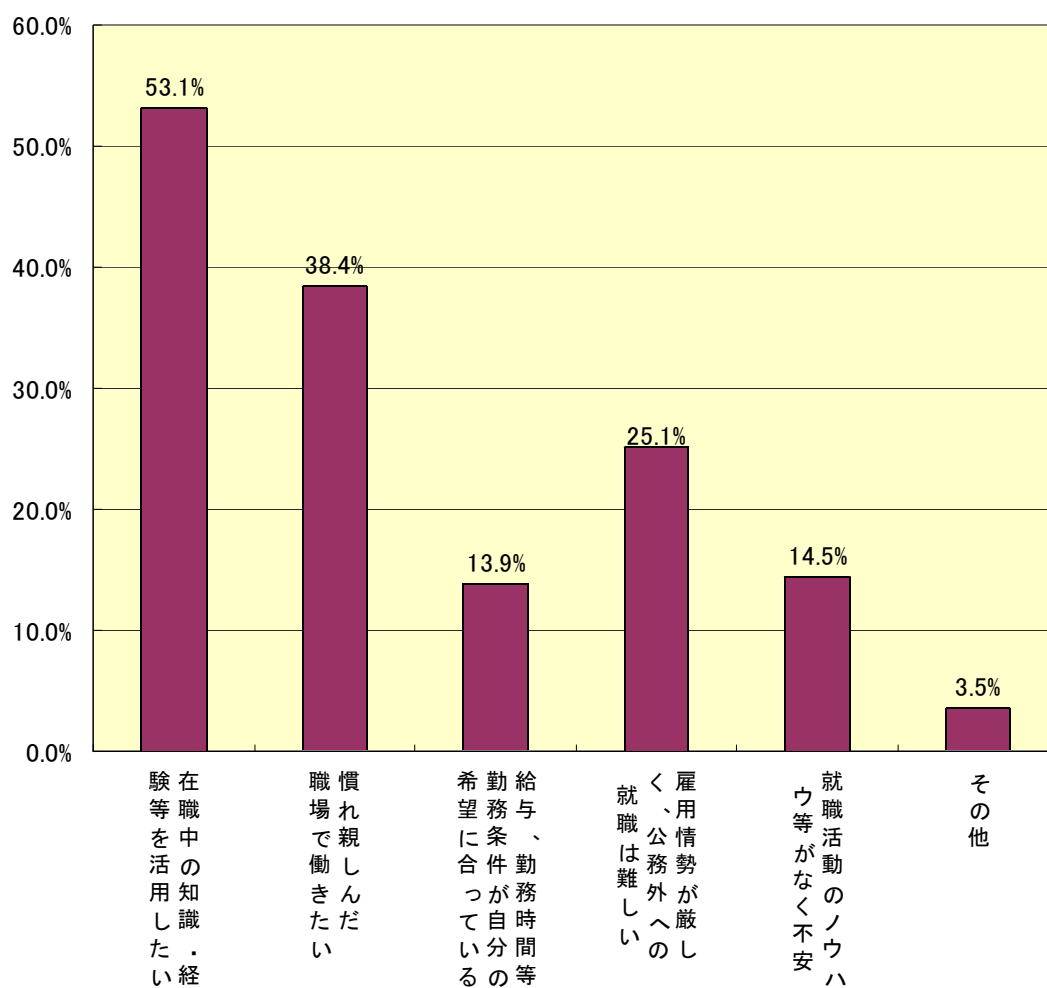


(3) 再任用職員として働きたいと思った理由

再任用を希望した理由は、「在職中の知識・経験等を活用したい」が約53%で最も多く、以下、「慣れ親しんだ職場で働きたい」、「雇用情勢が厳しく、公務外への就職は厳しい」、「就職活動のノウハウ等がなく不安」、「給与、勤務時間等勤務条件が自分の希望に合っている」の順となっている（図12、第16表）。

図12 再任用職員として働きたいと思った理由（複数回答）

割合(%)



(4) 再任用を希望した結果採用されたかどうか、再任用の勤務形態及び短時間勤務者の週勤務日数・勤務時間

再任用希望者の約8割が再任用されているが、これを男女別に見ると、男性の約80%に対し、女性では約67%となっている（図13、第17表）。

また、再任用を希望して再任用されたかどうかということを所属機関別にみると、給与法適用職員の約97%及び特定独立行政法人職員の約98%が再任用されているのに対し、給与特例法適用職員は再任用された者はいなかった（図14、第17表）。

図13 再任用を希望した結果（男女別）

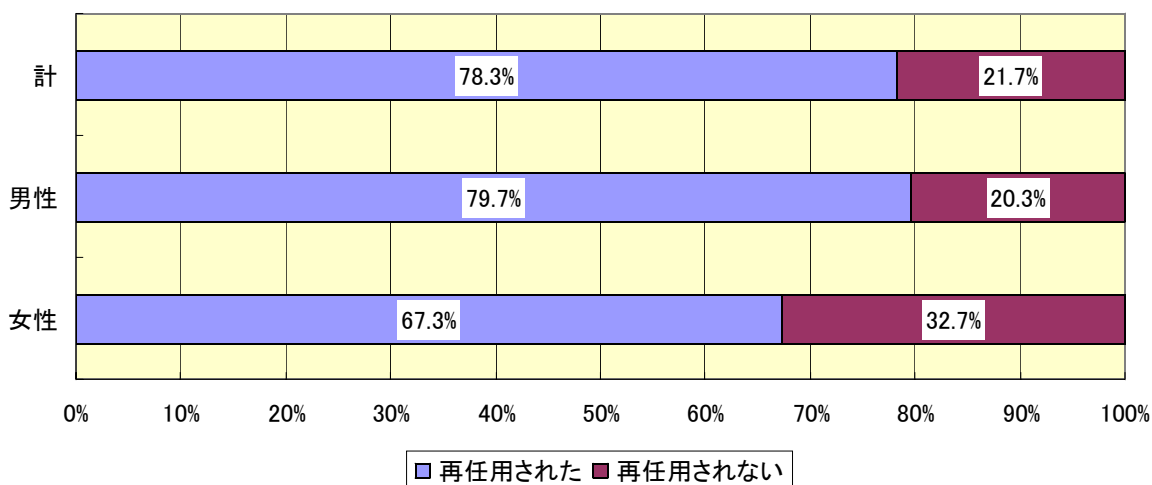
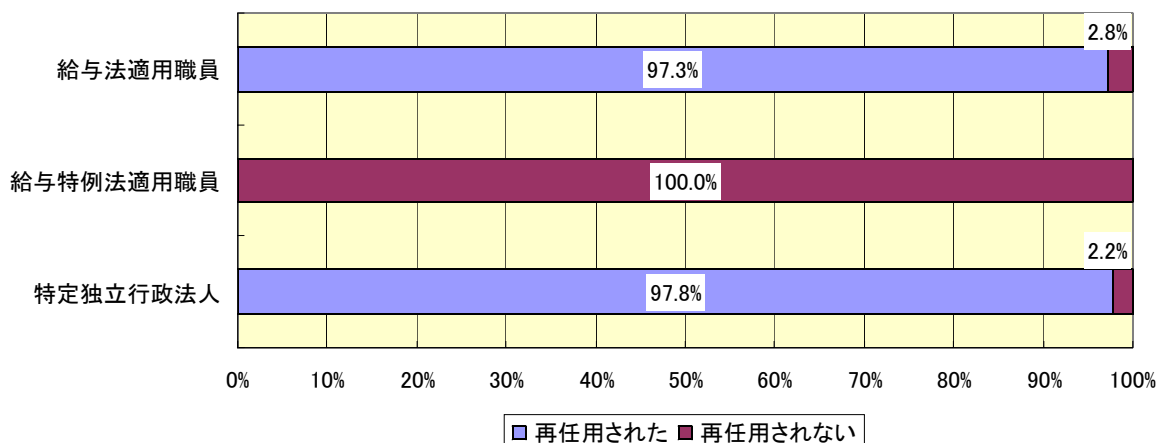
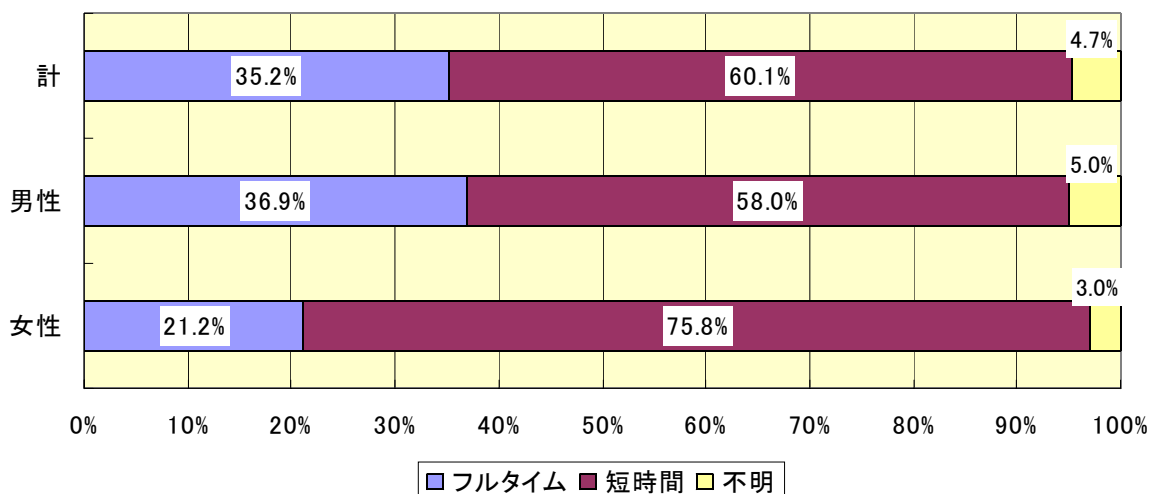


図14 再任用を希望した結果（所属機関別）



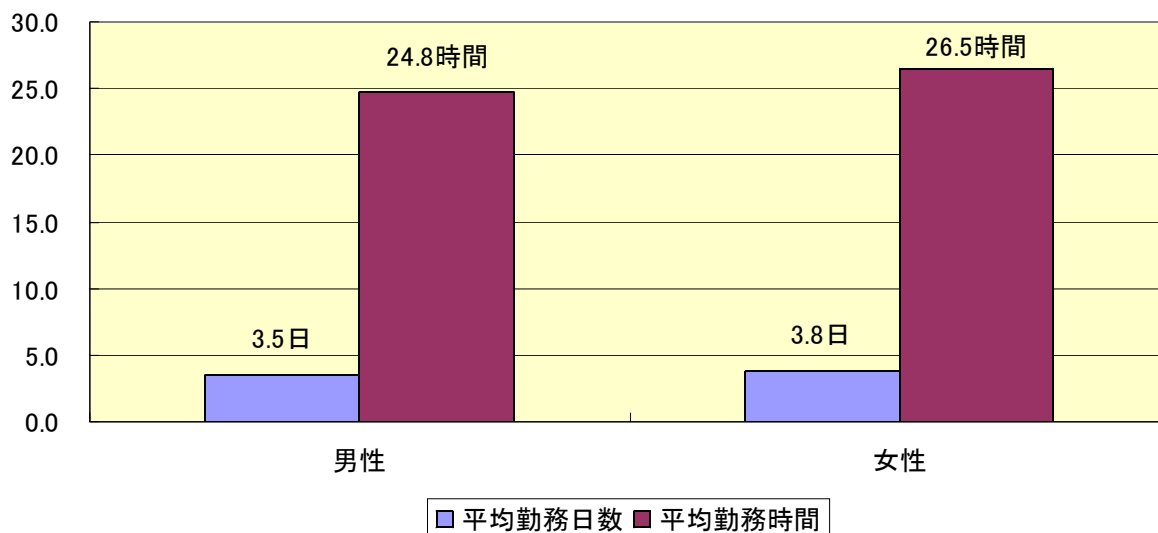
再任用の勤務形態はフルタイムが約35%で、短時間が約60%となっている。これを男女別にみると、フルタイムは男性が約37%（前回調査56.0%）、女性が20.0%（同約44%）となっており、男女ともフルタイムから短時間勤務へシフトしている。また、男女における再任用の希望勤務形態（図11）の割合に比べてフルタイムへの再任用がやや厳しい状況となっている（図15、第18表）。

図15 再任用の勤務形態



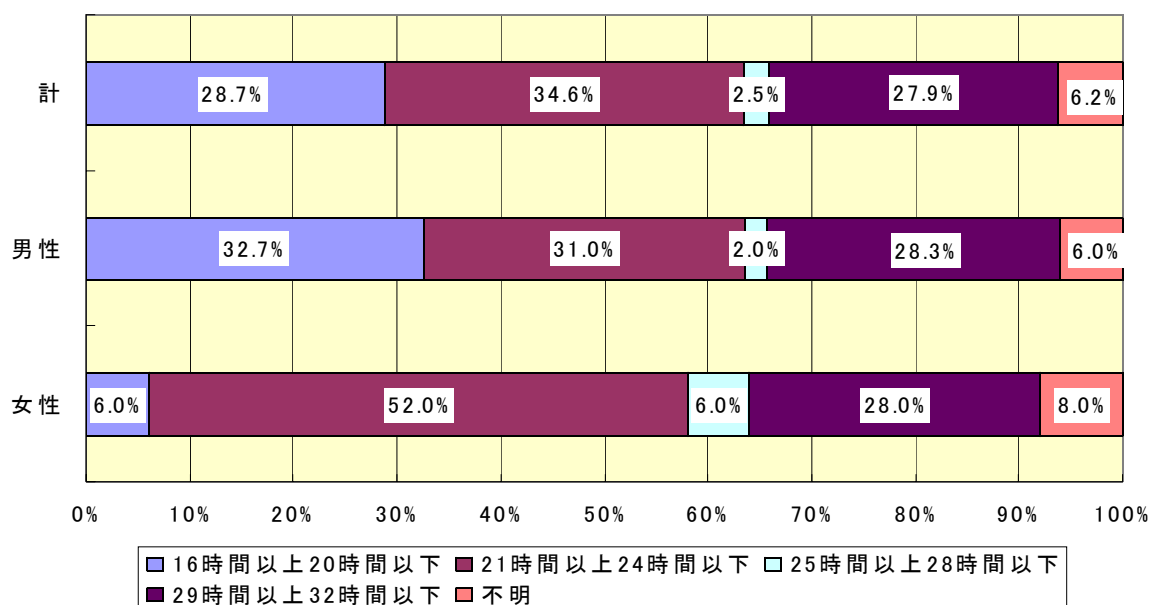
短時間勤務者の1週間当たりの週平均勤務日数については、男性3.5日、女性3.8日と男女であまり差はないが、1週間当たりの週平均勤務時間については男性が約25時間であるのに対して女性では約27時間となっている（図16、第19表）。

図16 一週間当たりの平均勤務日数・平均勤務時間



また、1週間当たりの平均勤務時間は、「21時間以上24時間以下」が約35%で最も多く、次いで「16時間以上20時間以下」となっているが、女性の場合は「21時間以上24時間以下」が52.0%で半数以上となっている（図17、第19表）。

図17 一週間当たりの平均勤務時間

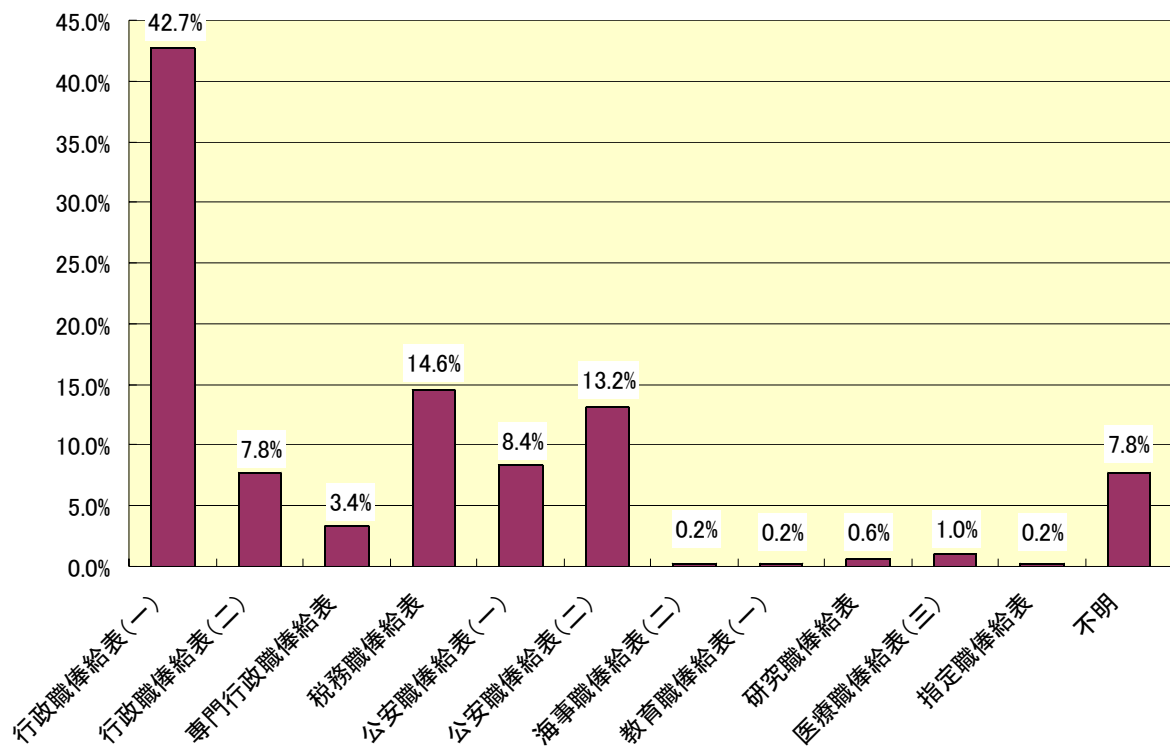


(5) 再任用の給与制度の適用区分、適用俸給表

再任用の給与制度の適用区分は、給与法が約85%、特定独立行政法人が約15%となっており、給与特例法適用職員は該当がなかった（第20表）。

また、給与法適用職員の適用俸給表は行政職(一)が約43%、税務職が約15%、公安職(二)が約13%、公安職(一)が8%強、行政職(二)が約8%等となっている（図18、第21表）。

図18 給与法適用職員の再任用の適用俸給表



(6) 再任用されるに際して重視した事項、再任用後の満足度

再任用されるに際して重視した事項については、約73%の者が「勤務地、勤務官署」を挙げており、次いで「仕事内容」が約61%となっている。「ポスト」を重視する者は約3%と非常に少ない（図19、第22表）。

再任用後の処遇についての満足度は、「勤務地、勤務官署」については約86%、「勤務時間」及び「仕事内容」については約71%の者が「満足」、「ほぼ満足」と回答しているが、給与についてはこの割合は約30%しかない（図20、第23表）。

図19 再任用に際し重視した事項（複数回答）

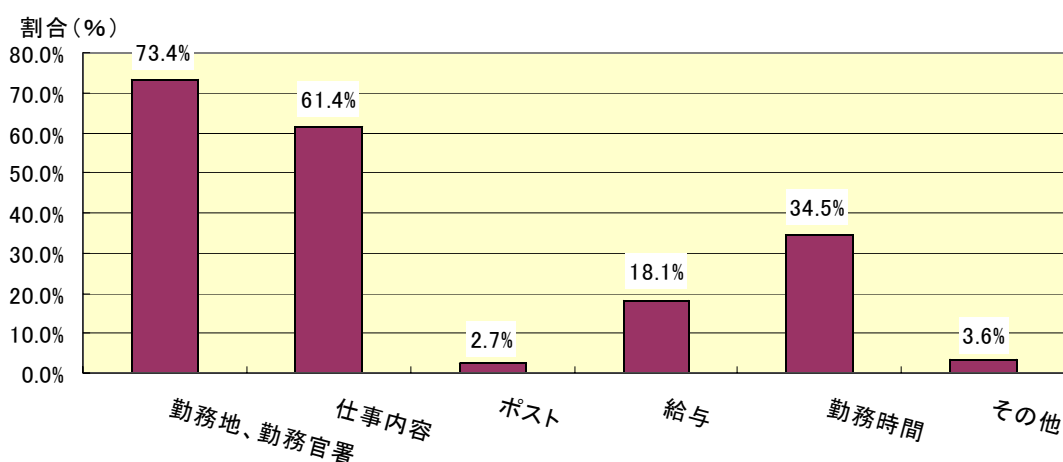
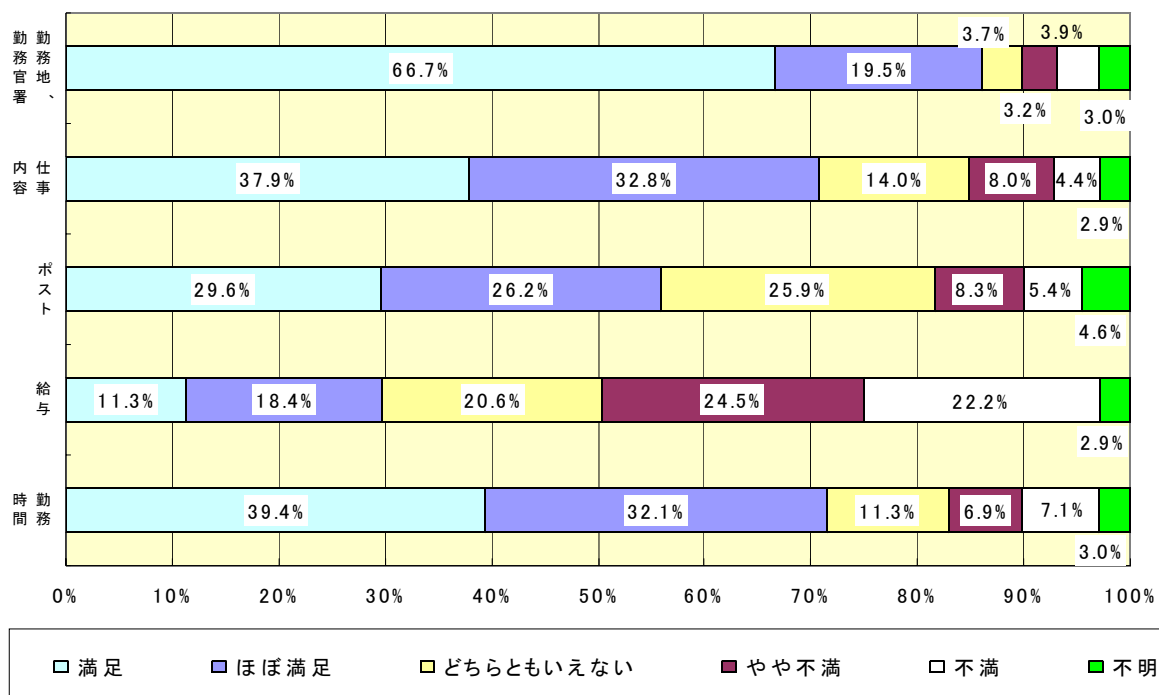


図20 再任用についての満足度



(7) 再任用後の仕事内容、再任用後のポスト等

再任用の仕事内容は、「定年退職時と同じ」が約41%と最も多く、「退職時と関連あり」を含めると約59%となっている（図21、第24表）。

一方、再任用後のポストは、役付でない「係員」の職務が約60%となっており、「ラインの役職者」は約8%となっている（図22、第25表）。

なお、74%を超える者が、再任用後の仕事の内容、ポストは定年退職前の知識、経験を「活用できる」、「かなり活用できる」としており、「あまり活用できない」、「活用できない」は約13%となっている（図23、第26表）。

図21 再任用後の仕事内容

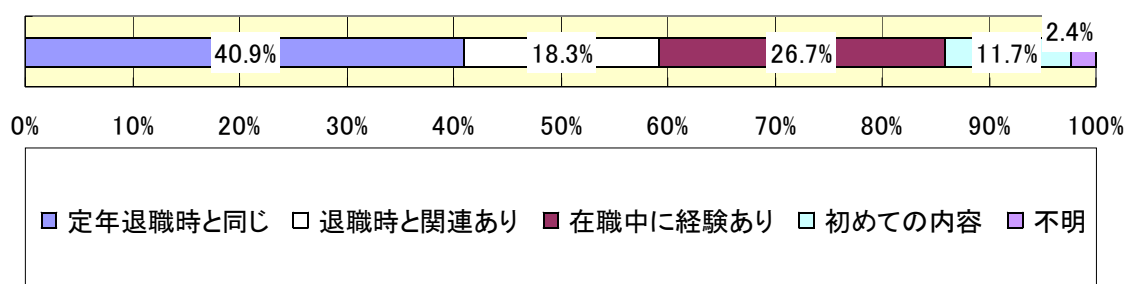


図22 再任用後のポスト

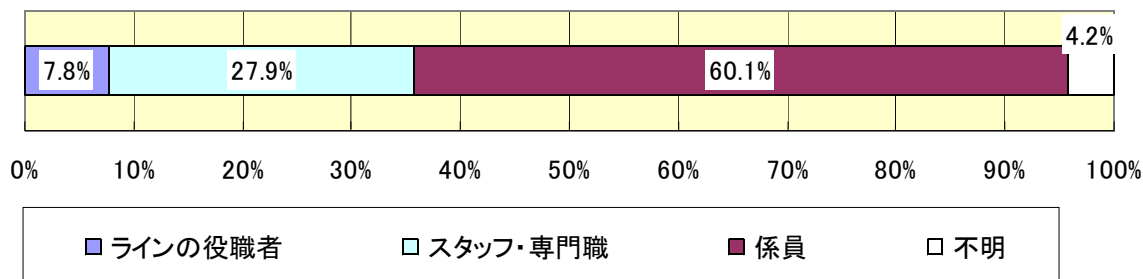
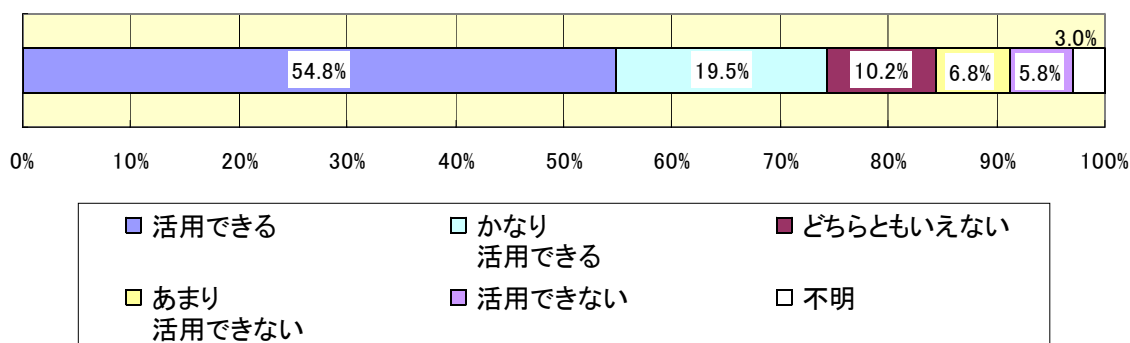


図23 再任用後の仕事内容、ポストはあなたの知識、経験を活用できるか

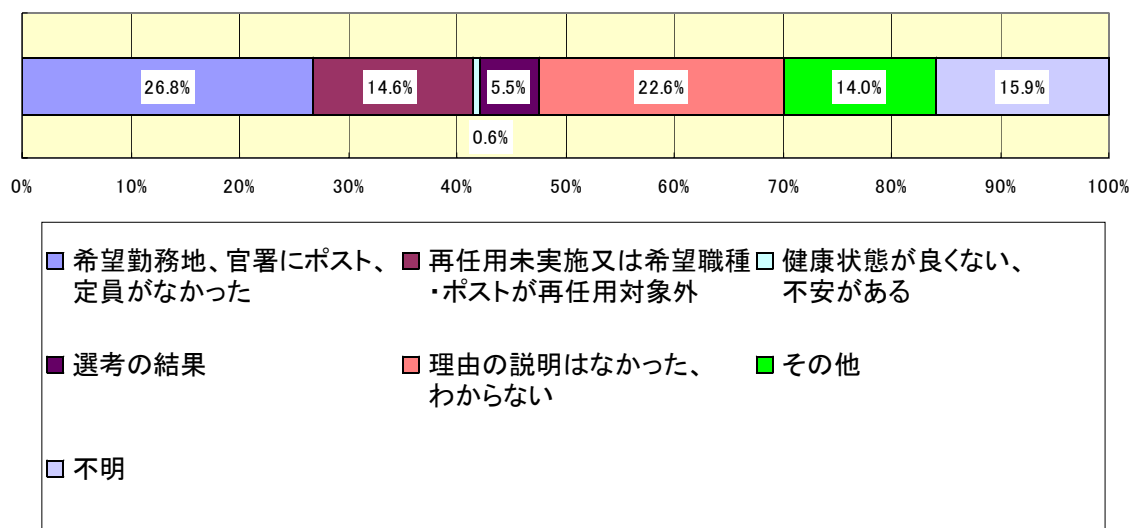


(8) 再任用されなかった理由

人事担当者から説明された再任用されなかった理由は、「希望勤務地、官署にポスト、定員がなかった」が最も多く約27%、次いで「再任用を未実施又は希望職種・ポストが再任用対象外」が約15%となっている。

一方、「理由の説明はなかった、分からない」も約23%あった（図24、第27表）。

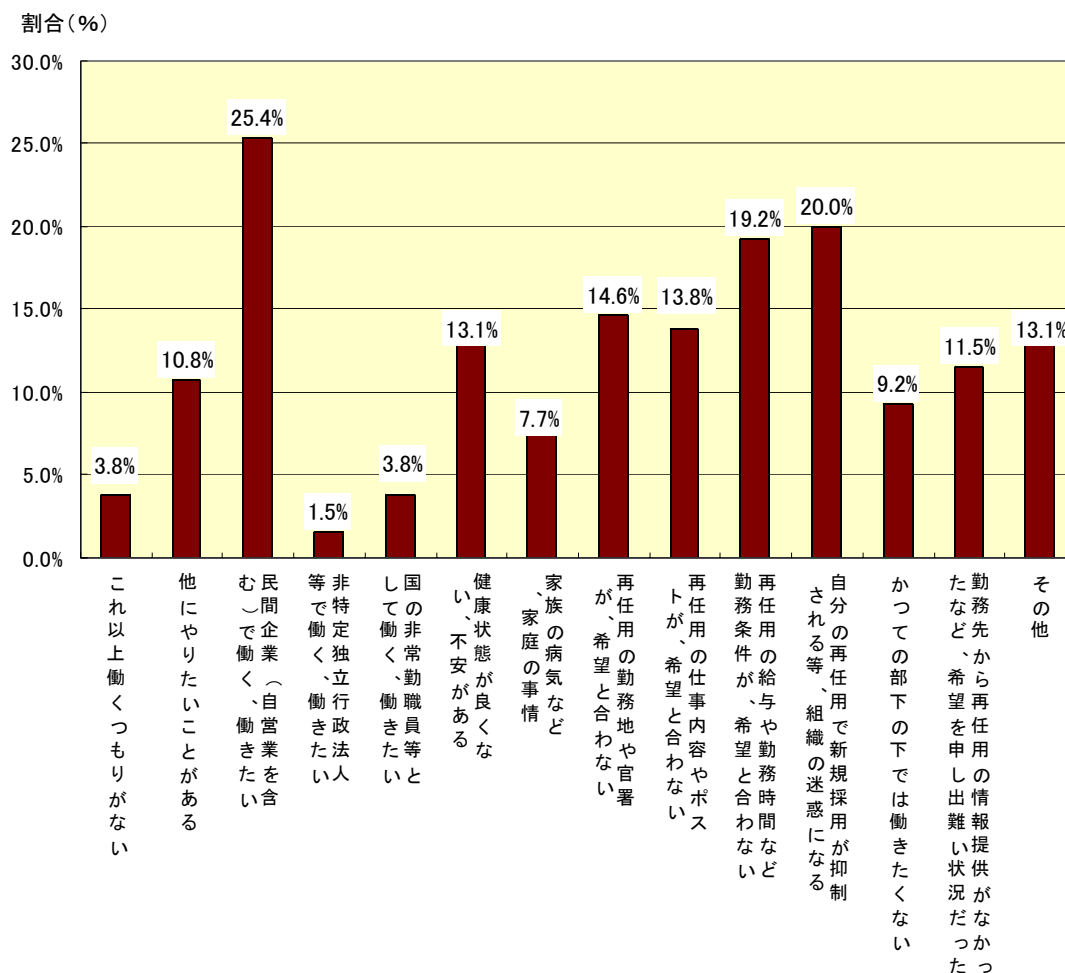
図24 再任用されなかった理由



(9) 再任用を希望したが、その後辞退した理由、再任用を希望しなかった理由

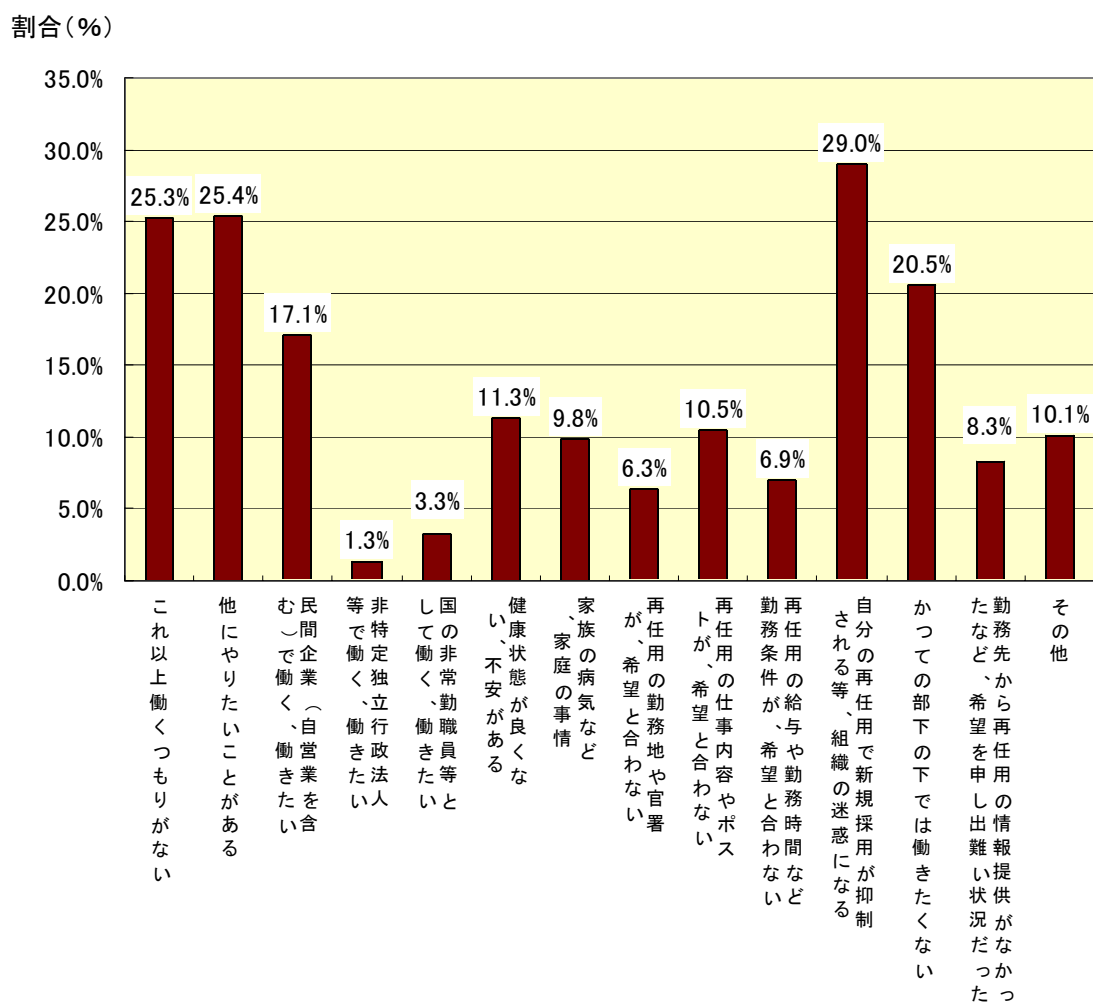
再任用を途中で辞退した理由では、「民間企業（自営業を含む）で働く、働きたい」が約25%で最も多く、次に「自分の再任用で、新規採用が制限される等、組織の迷惑になる」が20.0%、「再任用の給与や勤務時間など勤務条件が希望と合わない」が約19%、「勤務や官署が希望と合わない」が約15%や「仕事内容やポストが希望と合わない」が約14%となっているが、このほか「健康状態が良くない、不安がある」が約13%、「再任用の情報提供がなかったなど、希望を申し出難い状況だった」が約12%、「他にやりたいことがある」が約11%となっている（図25、第28表）。

図25 再任用を希望したが、その後辞退した理由（複数回答）



一方、再任用を希望しなかった理由では「自分の再任用で新規採用が抑制される等、組織の迷惑になる」が29.0%で最も多く、次に「他にやりたいことがある」及び「これ以上働くつもりはない」が約25%、「かつての部下の下では働きたくない」が約21%、「民間企業（自営業を含む）で働く、働きたい」が約17%などであった。この他、「健康状態が良くない、不安がある」、「家族の病気など、家庭の事情」など仕事関係と異なるものが1割程度あった（図26、第29表）。

図26 再任用を希望しなかった理由（複数回答）



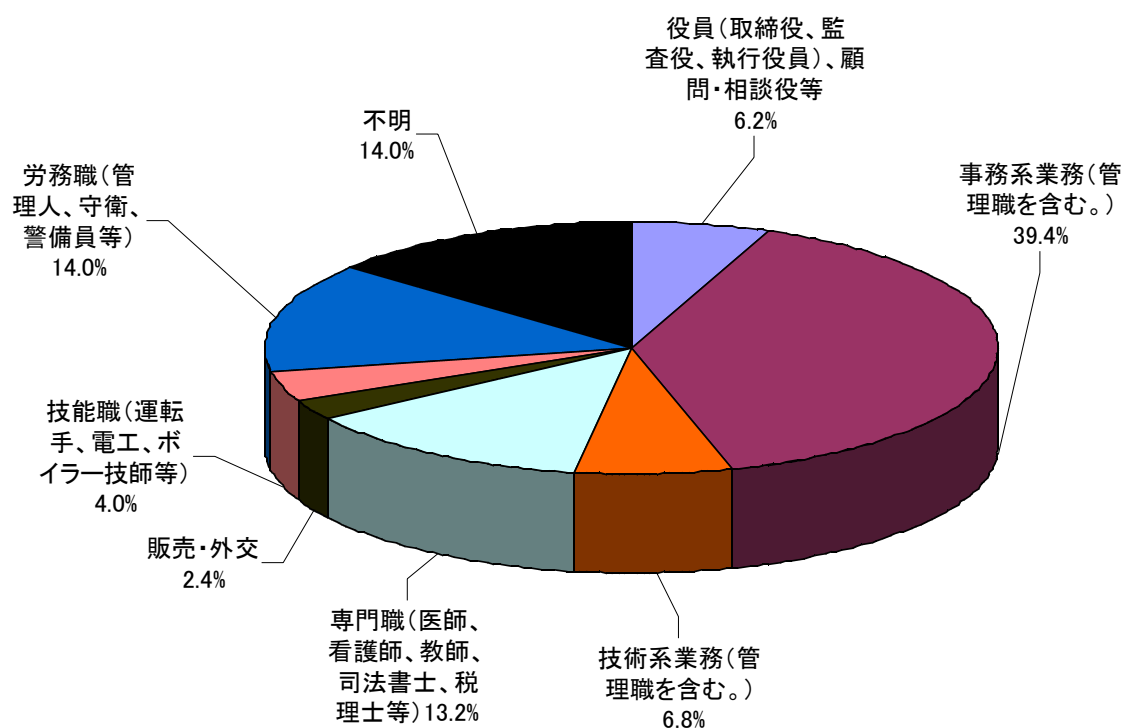
3 民間企業等への再就職

- ・ 民間企業等に再就職した者の職種は、「事務系業務（管理職を含む）」が約39%と最も多い。
- ・ 勤務形態については、「フルタイム勤務」は男性で約65%、女性では47.0%となっており、男性は「フルタイム勤務」の割合が高く、女性は「フルタイム勤務」と「短時間勤務」の割合がほぼ同じである。
- ・ 「短時間勤務」の場合の週平均勤務日数は、男女であまり差はなく4日弱となっているが、週平均勤務時間は、男性が約25時間、女性が約23時間となっている。
- ・ 仕事を探した方法は、「所属府省等からの斡旋・紹介」が約38%で最も多く、次いで、「先輩・友人・知人の紹介」が約31%となっている。また、「ハローワーク・人材紹介所等の斡旋」が約9%と前回調査（約5%）に比べてほぼ倍増となっている。

(1) 現在の職種

民間企業等に再就職した者の現在の職種は、「事務系業務（管理職を含む。）」が約39%と最も多く、次いで、「労務職（管理人、守衛、警備員等）」が14.0%、「専門職（医師、看護師、教師、司法書士、税理士等）」が約13%となっている（図27、第30表）。

図27 現在の職種



(2) 勤務形態、短時間勤務の1週間当たりの平均勤務日数及び平均勤務時間

「フルタイム勤務」は男性では約65%、女性では47.0%となっており、男性の場合には「フルタイム勤務」の割合が高く、女性の場合には「フルタイム勤務」と「短時間勤務」の割合が拮抗している。なお、前回調査に比べて「フルタイム勤務」の割合は男性の場合(前回調査約67%)が2ポイント減少しているが、女性(前回調査約42%)は5ポイント増加している(図28、第31表)。

「短時間勤務」の場合の週平均勤務日数については、男女であまり差はなく4日弱となっているが、週平均勤務時間については、男性が約25時間(前回調査25.5時間)、女性が約23時間(前回調査25時間)となっており、前回調査と比べると男性は0.6時間、女性は約2時間減少している(図29、第32表)。

図28 現在の勤務形態

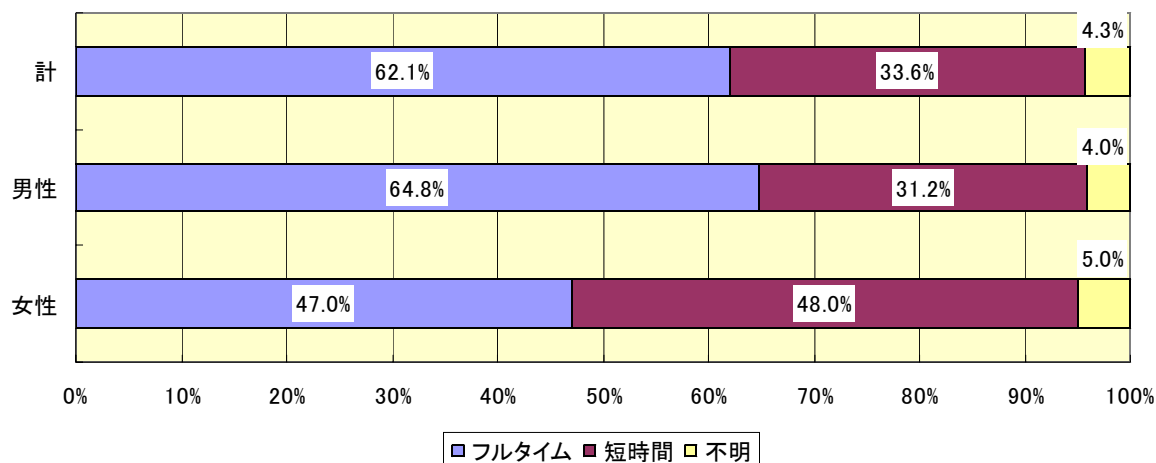
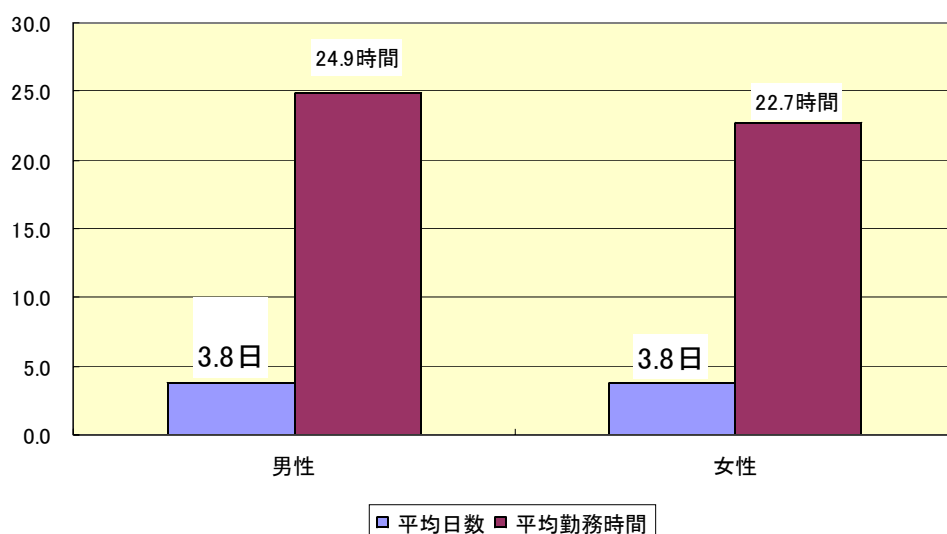


図29 短時間勤務の1週間当たりの平均勤務日数・平均勤務時間

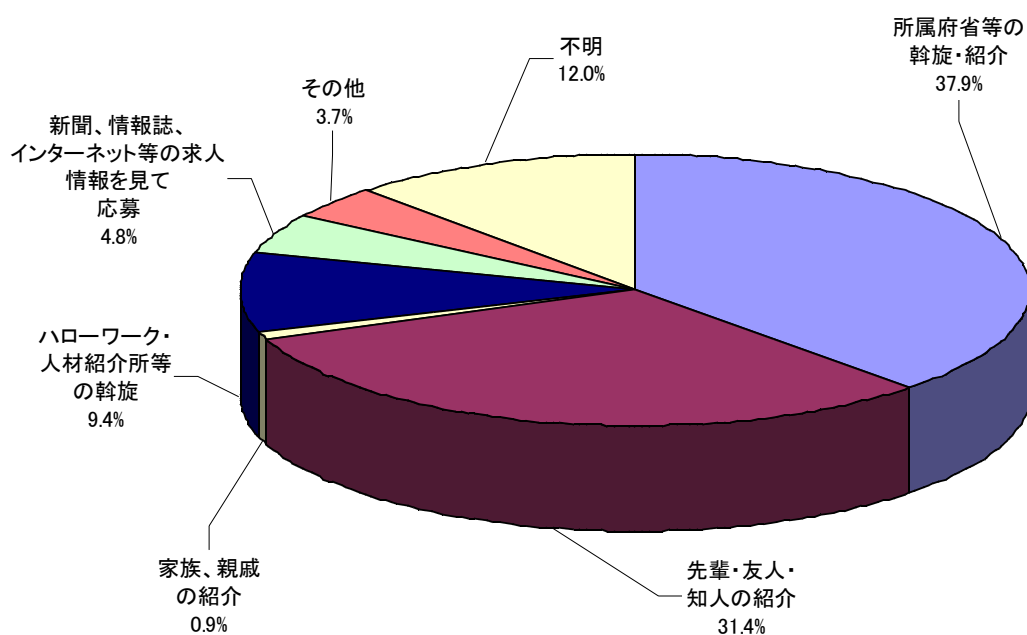


(3) 仕事を探した方法

現在の仕事を探した方法は、「所属府省等の斡旋・紹介」が約38%で最も多く、次いで、「先輩・友人・知人の紹介」が3割強となっている。また、「ハローワーク・人材紹介所等の斡旋」は約9%である（図30、第33表）。

これを前回調査（所属府省の斡旋約47%、先輩・友人・知人等の紹介3割強、ハローワーク等の斡旋約5%）と比べると「所属府省等の斡旋」が10ポイント減少し、「先輩・友人・知人の紹介」が同じで、「ハローワーク等の斡旋」がほぼ倍増している。

図30 現在の仕事を探した方法



4 家計等の状況

- ・ 住居の状況は、自宅に居住している者は87.0%であり、うちローン返済中の者は約16%である。
- ・ ローンの返済額月約10万円であり、公営・公団賃貸住宅、民間の借家・借間居住者の家賃等は、月約9万円となっている。
- ・ 家族構成は男女とも「夫婦二人暮らし」が最も多く、家族の人数についても男女とも「2人」が最も多いが、女性の場合は男性に比べて「一人暮らし」の割合が高い。
- ・ 家計の収支状況は、平均収入月額が34.1万円であるのに対して、平均支出月額が28.8万円であり、5.3万円の黒字となっている。これを就労状況別にみると、就労者では収入月額は37.5万円、支出月額は30.0万円で7.5万円の黒字となっており、非就労者では収入月額は28.1万円、支出月額は26.8万円で1.3万円の黒字となっている。
- ・ 家計の状況は、「時々赤字が出る」と「常に赤字が出る」を合わせた割合についてみると、就労者が約41%であるのに対し、非就労者では約55%となっている。
- ・ 赤字補填の方法は、「退職手当の取り崩し」が約76%と最も多い。
- ・ 夫婦二人世帯の1か月当たりの必要生活費は、28.5万円で前回調査（27.4万円）と比べて1万円強増加している。

(1) 住居の種類、家賃・ローンの額

自宅の所有率は87.0%であり、ローン返済中の者は約16%である。「公営・公団賃貸住宅、民間借家・借間」は約4%となっている(図31、第34表)。

ローンの返済額は約10万円(前回調査約8万円)、公営・公団賃貸住宅、民間の借家・借間居住者の家賃は約9万円(同8万円)となっており、前回調査に比べてローンの返済額で約2万円、公営・公団賃貸住宅、民間の借家・借間の家賃で1万円増加している(図32、第35表)。

図31 あなたの住居の種類

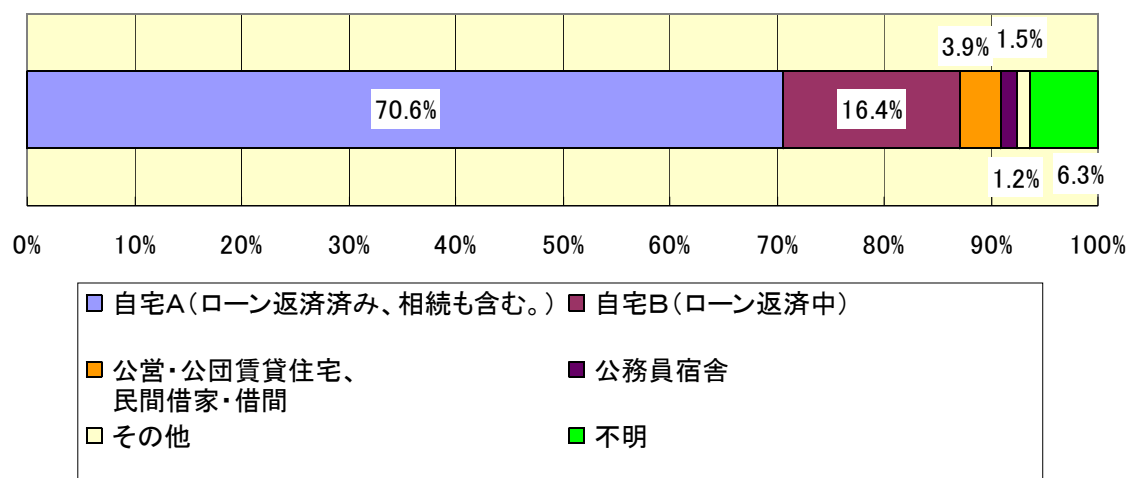
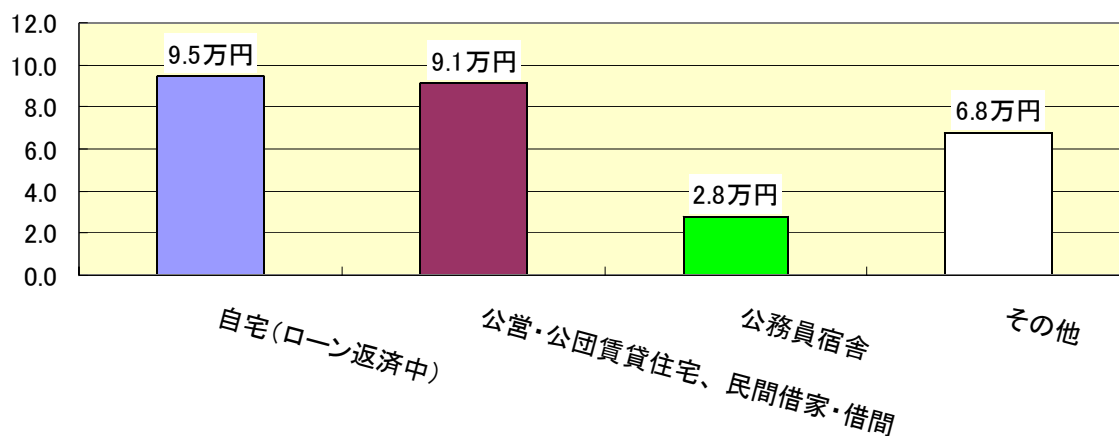


図32 家賃又はローンの返済額の月額



(2) 家族構成及び扶養家族

家族構成は男女とも「夫婦二人暮らし」（男性約35%、女性約29%）が最も多く、次いで、男性の場合は「夫婦と独身の子供」（約27%）、女性の場合は「一人暮らし」（約16%）となっている。なお、女性の場合は男性に比べて「一人暮らし」の割合がかなり高いという特徴がある（図33、第36表）。

家族の人数については「2人」（男性約38%、女性約42%）が男女とも最も多く、次いで、「3人」（男性約32%、女性約22%）となっている。以下、男性の場合は「4人」、「5人」の順、女性の場合は「1人」、「4人」の順となっている（図34、第37表）。

図33 家族構成

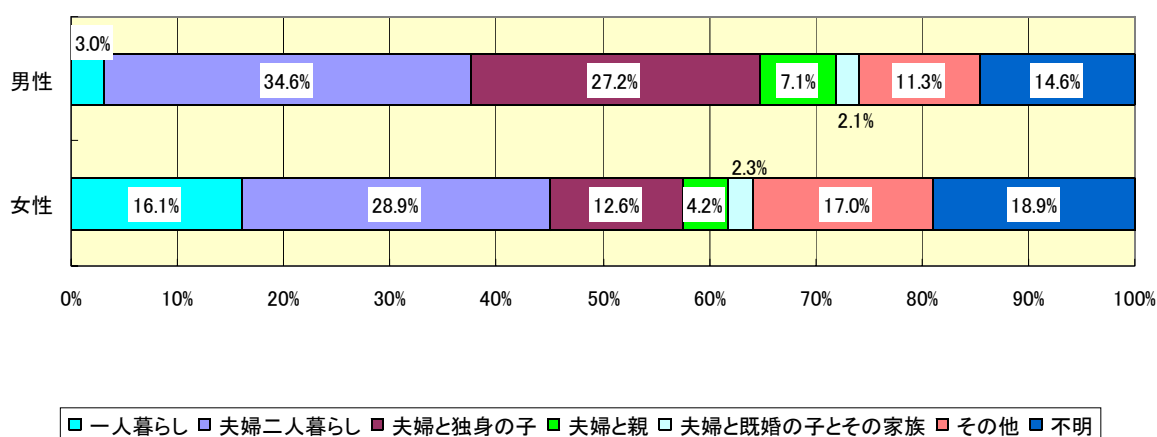
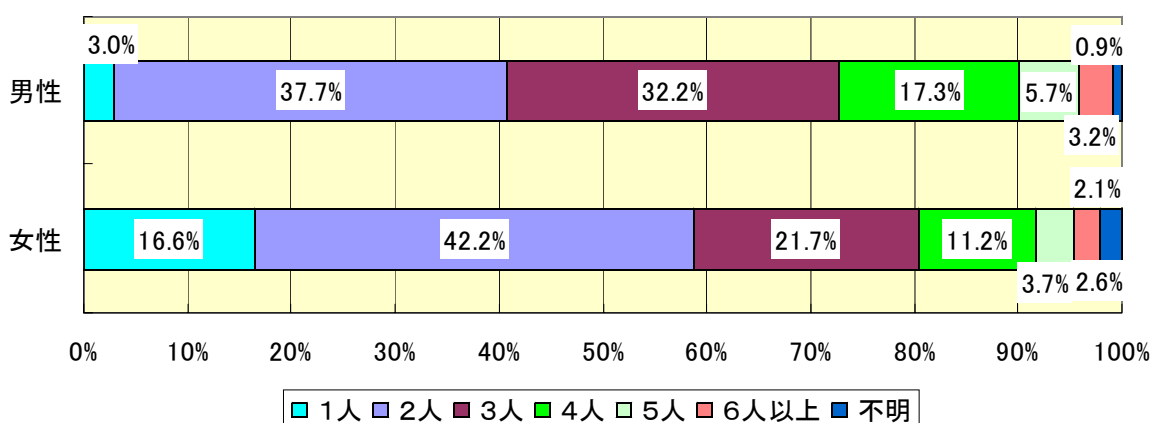


図34 家族の人数

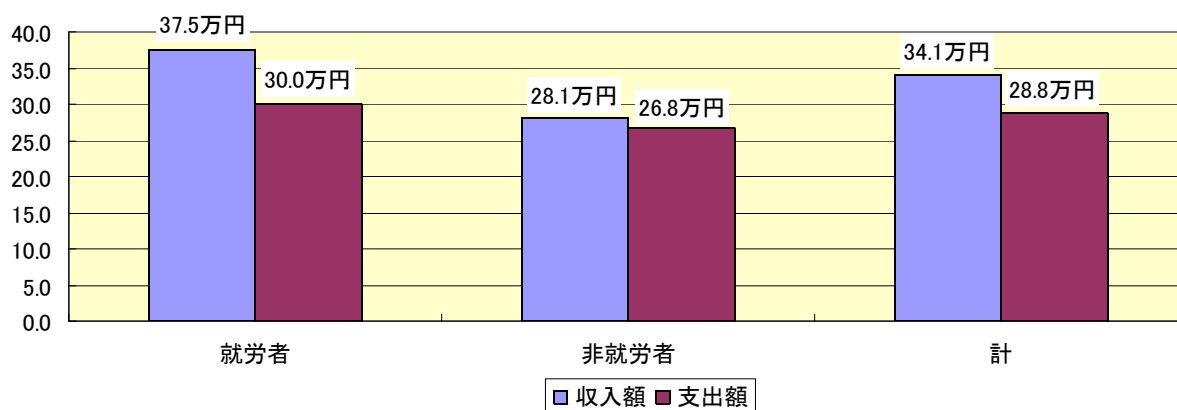


(3) 家計の収支状況

ア 収入と支出の比較

全体の平均では、収入月額が34.1万円、支出月額が28.8万円で5.3万円の黒字となっている。これを前回調査（収入額29.2万円、支出額29.7万円で0.5万円の赤字）と比べると、収入額で4.9万円増、支出額で0.9万円減となっている（第39表、第42表）。これを就労者と非就労者でみると就労者は収入額37.5万円、支出額30.0万円で7.5万円の黒字（前回調査収入額34.3万円、支出額31.5万円で2.8万円の黒字）、非就労者は収入額28.1万円、支出額26.8万円1.3万円の黒字（前回調査収入額22.8万円、支出額27.5万円4.7万円の赤字）となっている（図35）。

図35 就労状況別収入と支出の状況（月額）



イ 収入

平成19年9月の家計収入額は、収入月額が就労者が37.5万円であるのに対して非就労者は28.1万円であり、9.4万円の差となっているが、男女別では女性の方が就労者で2.3万円、非就労者で9.6万円男性を上回っている（図36、第39表）。

家計の収入額を金額階層別に見た場合には、就労者では「21～30万円」が最も多く4割強、次いで「31～40万円」となっているが、非就労者では「11～20万円」が最も多く7割強となっており、次いで「21～30万円」となっている（図37、第40表）。

図36 就労状況別男女別家計収入額（月額）

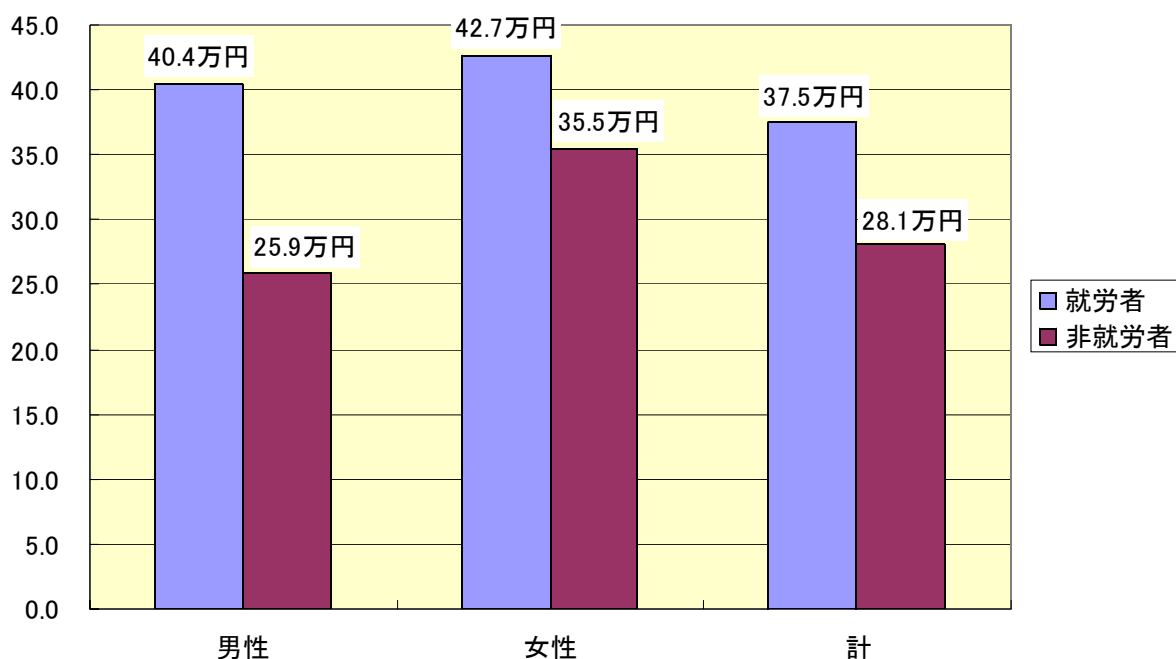
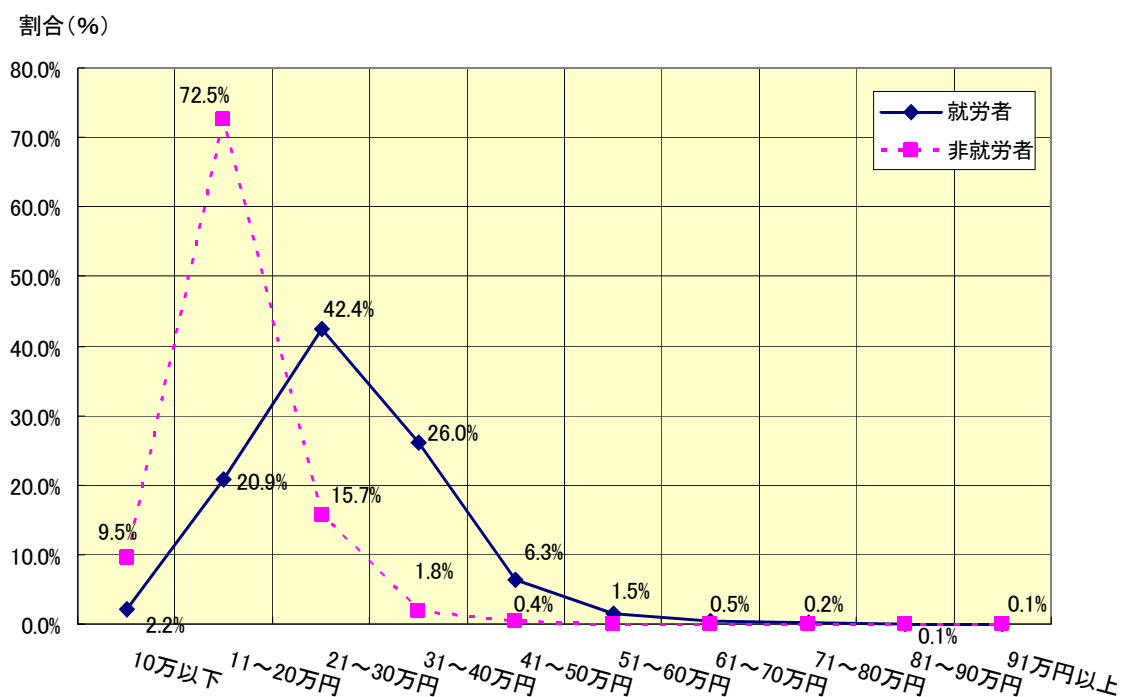


図37 収入額の階層分布

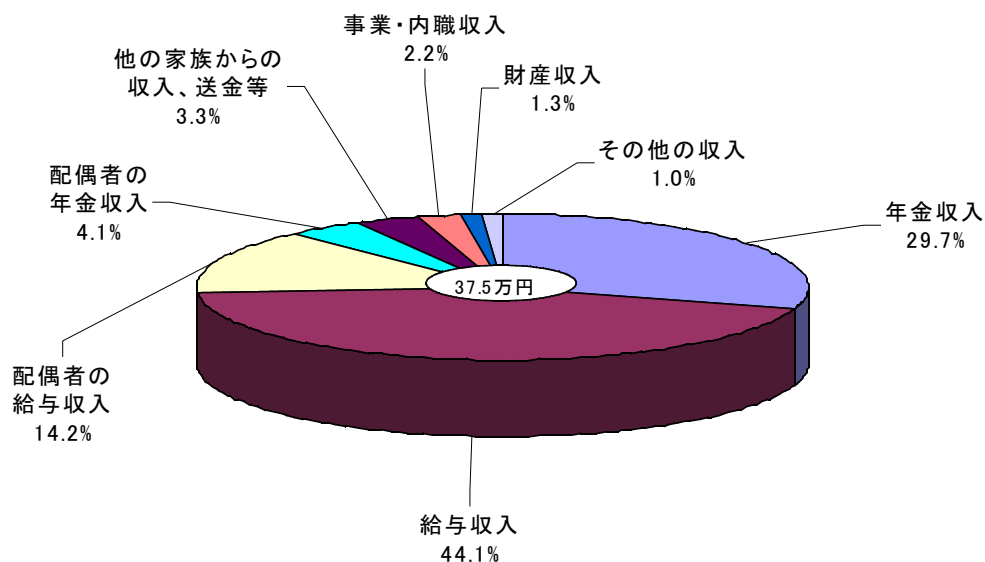


次に、配偶者分も含めた家計収入の月額の内訳を見ると、就労者では総収入額37.5万円のうち、配偶者分も含めた給与収入と事業・内職収入が約6割、年金収入が3分

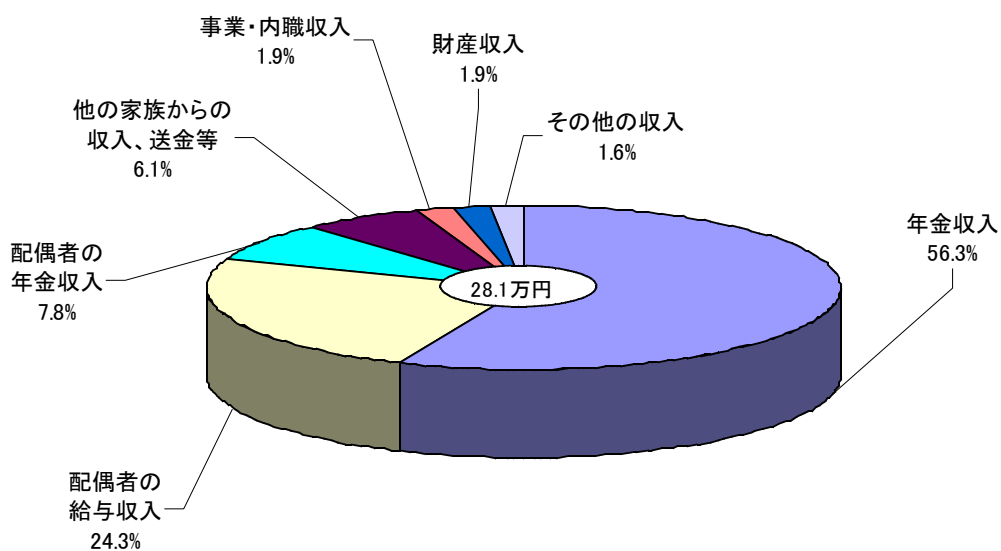
の1弱であるのに対し、非就労者では総収入額28.1万円のうち、配偶者分も含めた年金収入が6割強となっている（図38、第39表）。

図38 家計収入の内訳

（就労者）



（非就労者）



ウ 支出

平成19年9月の家計支出額について就労状況別にみると、就労者では30.0万円、非就労者では26.8万円となっており、就労者の方が3.2万円多くなっている。また、支出額を男女別にみると、男性では就労者の方が多かったが、女性では非就労者の方が多かった（図39、第42表）。

家計の支出額を金額階層別に見た場合には、就労者では「30～34万円」が25.1%、次いで「25～29万円」が23.4%となっているが、非就労者では「20～24万円」が最も多く24.2%となっており、次いで「25～29万円」が23.1%となっている。その割合を就労者と非就労者と比較すると就労者の方が高い方にシフトしている（図40、第43表）。

図39 就労状況別平均支出額（月額）

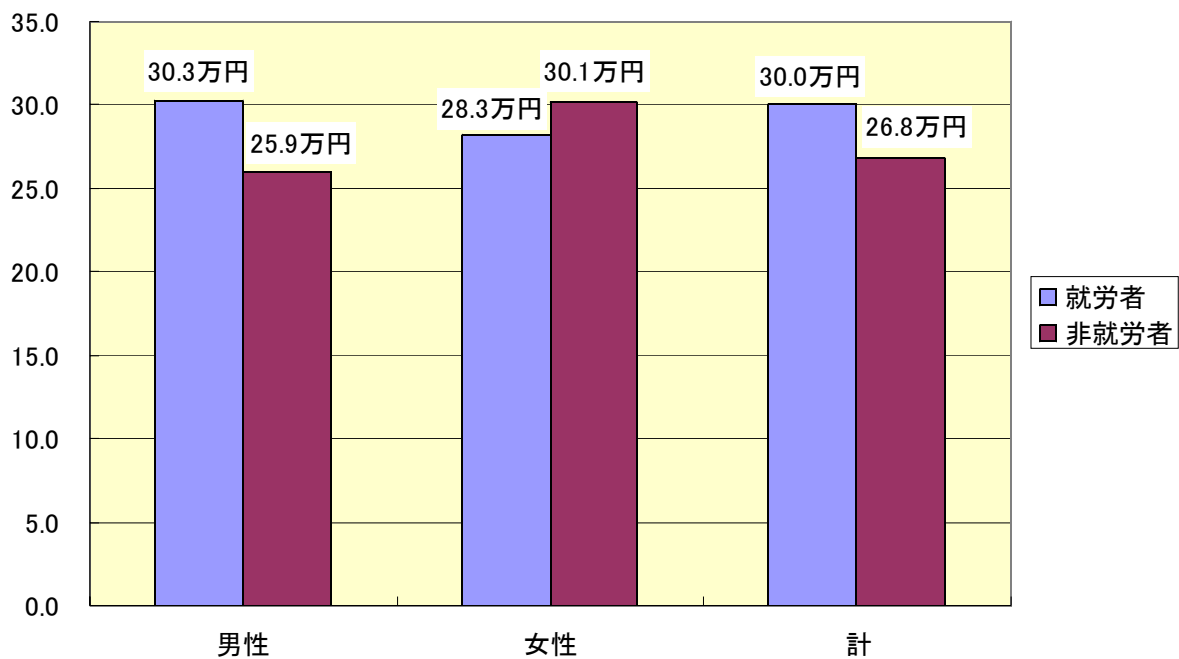
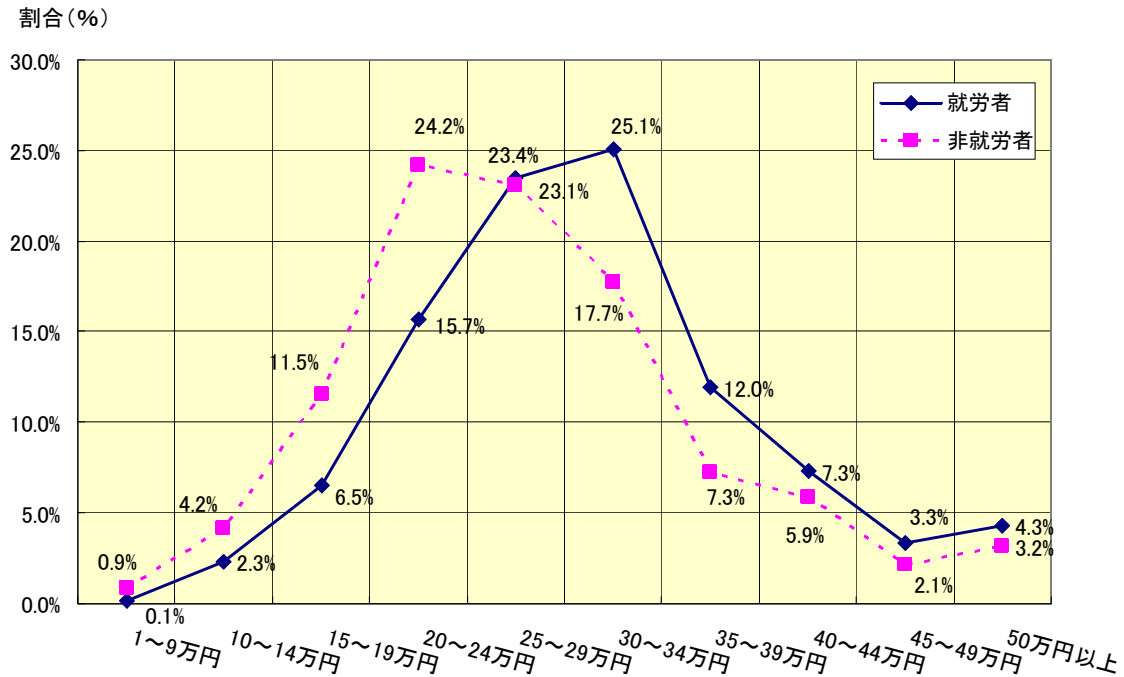


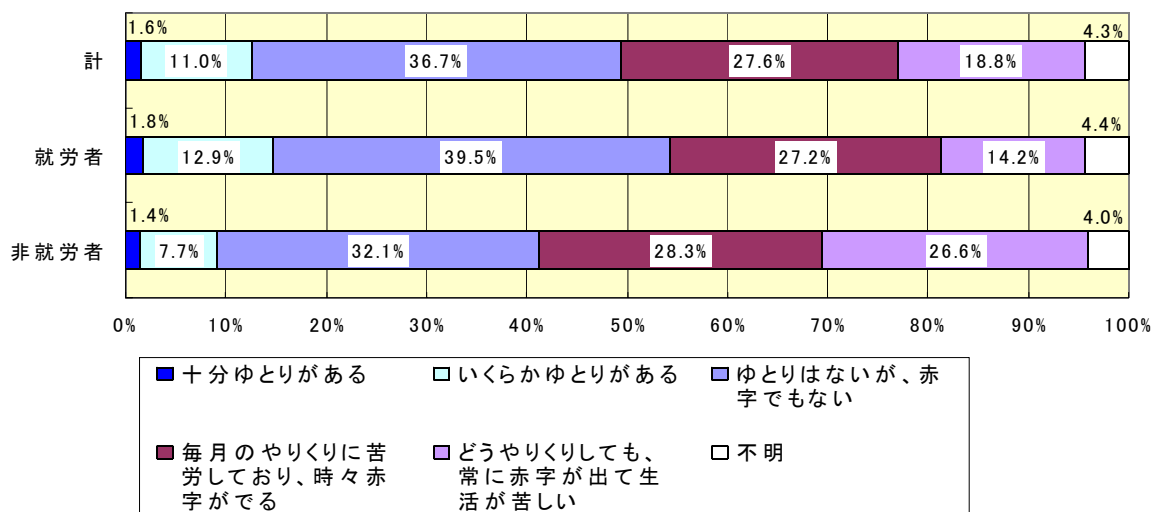
図40 支出額の階層分布



(4) 家計の状況及び赤字補填の方法

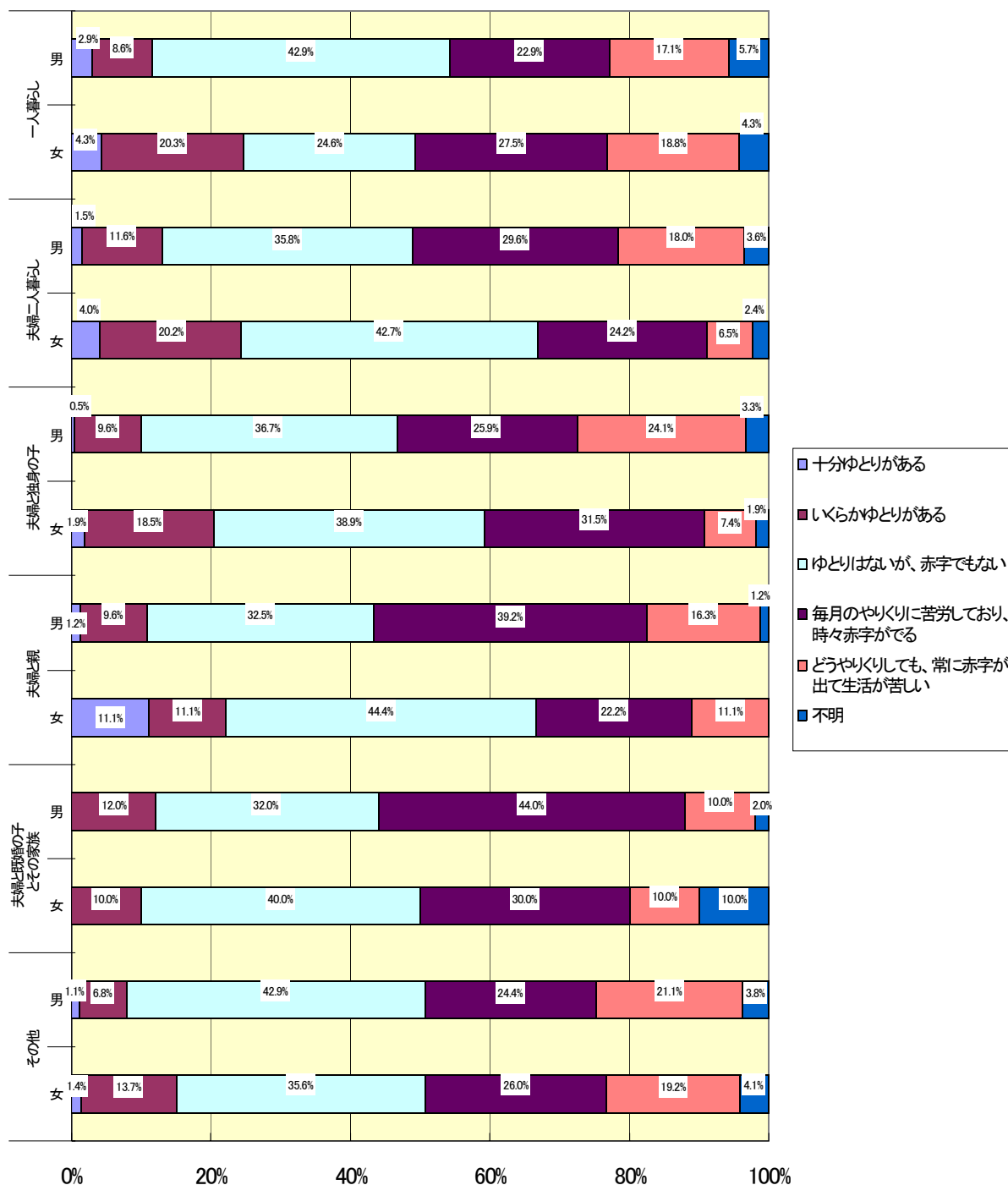
「時々赤字が出る」、「常に赤字が出て生活が苦しい」を合わせた割合は、就労者では41.4%であるが、非就労者では54.9%となっており、前回調査（就労者43.1%、非就労者61.5%）に比べて就労者の場合は1.7ポイント、非就労者の場合は6.6ポイントの減となっている（図41、第45表）。

図41 就労状況別家計の状況



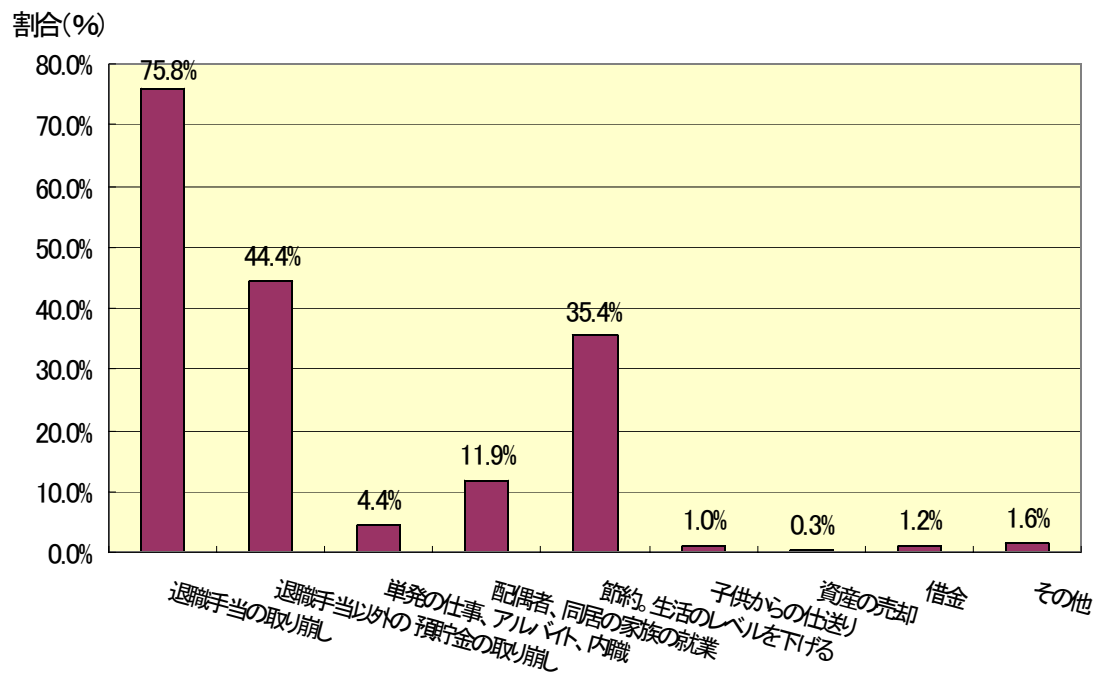
家族構成別男女別に見ると、男性の場合は他の家族と同居している場合よりも「一人暮らし」の方が生活に余裕があるとしているが、女性の場合は他の家族と同居している場合に余裕があるとしている。また、一人暮らしの場合には、「時々赤字が出る」、「常に赤字が出る」の割合が46.3%となっており余裕のないことが分かる（図42、第46表）。

図42 家族構成別家計の状況



赤字補填の方法は、前回調査と同様「退職手当の取り崩し」（約76%、前回調査約78%）が最も多く、次いで「退職手当以外の預貯金の取り崩し」（約44%、同約37%）となっている（図43、第47表）。

図43 赤字の補填の方法（複数回答）



(5) 夫婦二人世帯の生活費

夫婦二人世帯の通常的生活費として必要と思われる1か月当たりの金額の平均は28.5万円で、前回調査(27.4万円)と比べて1万円強増加している(図44、第48表)。

これを就労状況別金額階層別に見た場合には、就労者は「30～35万円未満」が最も多く約36%、非就労者は「25～30万円未満」が32.0%と最も多く、就労者に比べて非就労者の方が若干低い方にシフトしている(図45、第48表)。

図44 退職後夫婦2人世帯だとすれば生活費は1ヶ月当たりどのくらい必要か

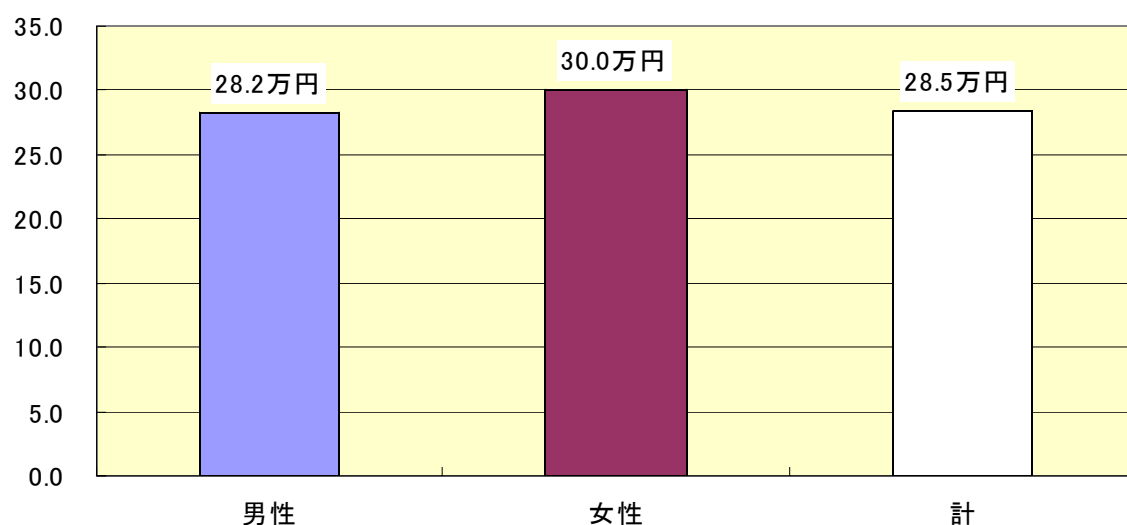
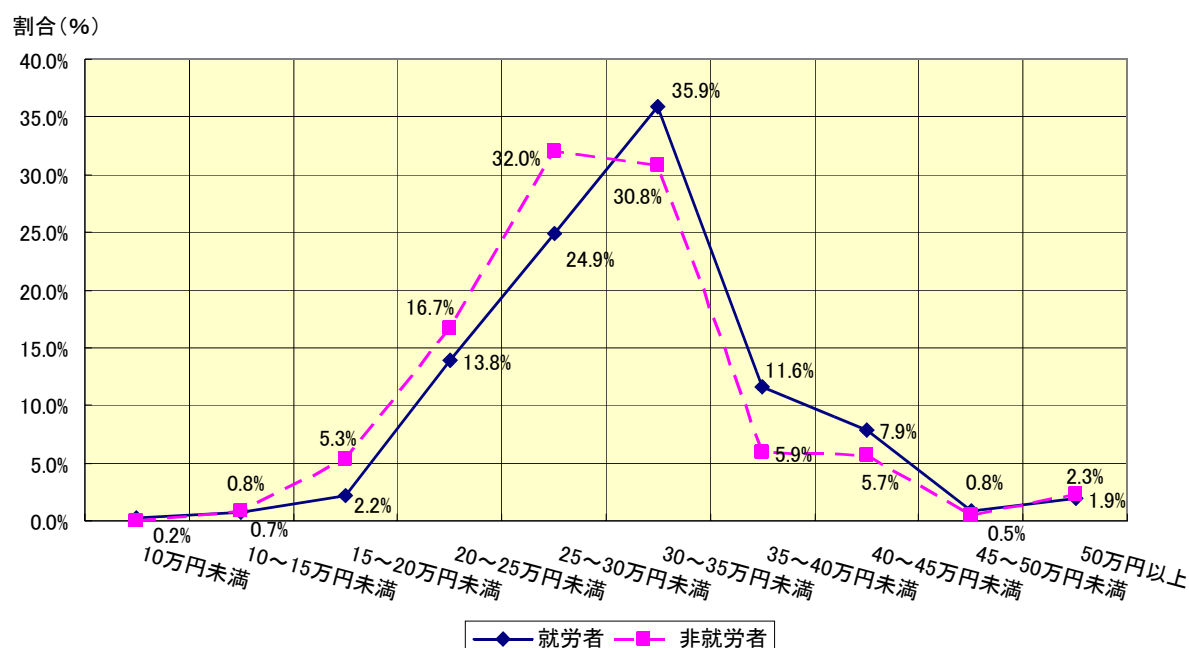


図45 夫婦二人世帯の必要生活費の就労状況別金額階層別割合



5 共済年金及び退職手当

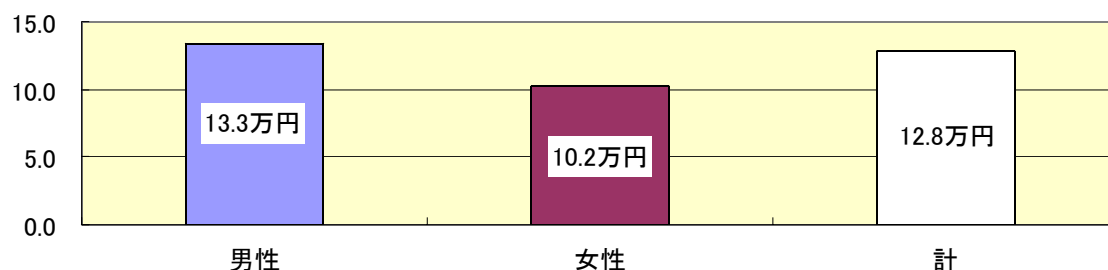
- ・ 退職共済年金の平均受給月額が12.8万円（前回調査12.5万円）となっている。
- ・ 退職手当についての満足度は、「やや不満」と「不満」を合わせた割合が約55%となっている。
- ・ 年金に対する満足度は、約69%の者が「やや不満」、「不満」としており、かなり厳しい評価となっている。
- ・ 退職手当の使用用途は、「その他、老後やいざという時の備え」が約27%（前回調査約27%）、「日常生活への充当」が20.0%、「住宅・土地の取得、住宅の増・改築」が約20%となっている。

(1) 退職共済年金

退職共済年金を受給している者の平均受給月額は12.8万円（前回調査12.5万円）で、男性が13.3万円（同12.9万円）、女性が10.2万円（同10.7万円）となっている。女性の年金額が低いのは勤続年数が短いこと（男性39.4年、女性33.4年）が主な原因と考えられる（図46、第49表）。

年金に対する満足度は、「満足」、「ほぼ満足」が合わせて8.0%で、「やや不満」、「不満」が合わせて約69%となっており、かなり厳しい評価となっている。また、男性よりも女性の方が不満の割合が高い（図47、第50表）。

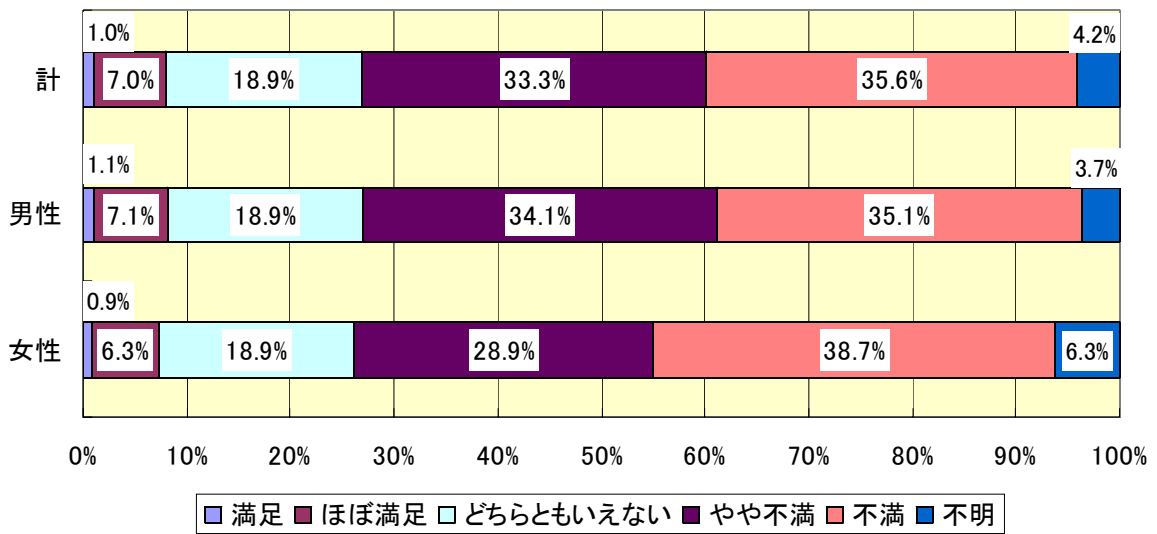
図46 平均退職共済年金額



注) 平成17年度新規裁定者の1人あたりの退職共済年金月額

65歳未満 14.0万円
(平成17年度国家公務員共済組合事業統計年報)

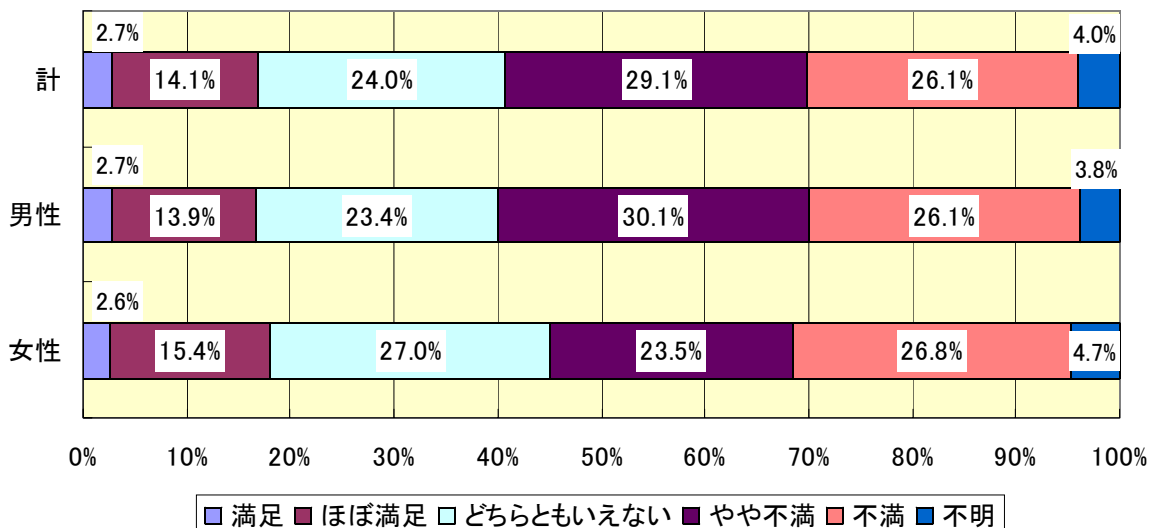
図47 退職共済年金についての満足度



(2) 退職手当についての満足度

退職手当についての満足度は、「満足」と「ほぼ満足」を合わせた割合が約17%となっているが、「やや不満」と「不満」を合わせた割合は約55%となっており、半数以上の者が満足していない評価となっている（図48、第50表）。

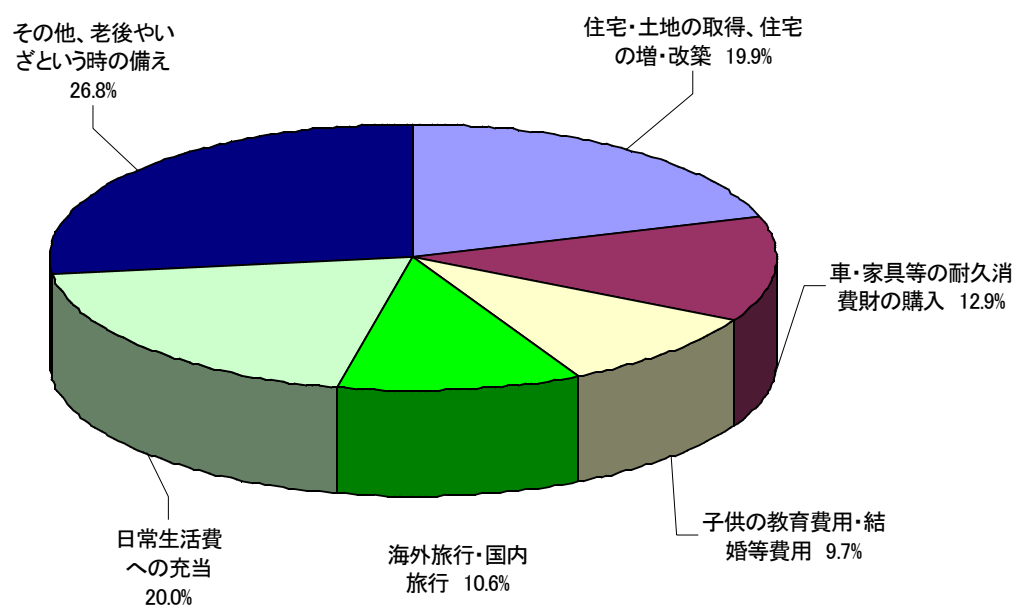
図48 退職手当についての満足度



(3) 退職手当の使用用途

退職手当の使用用途は、「その他、老後やいざという時の備え」が26.8%(前回調査27.2%)、「日常生活への充当」が20.0%(同18.2%)、「住宅・土地の取得、住宅の増・改築」が19.9%(同20.6%)、となっており、前回調査に比べて「日常生活への充当」が約2ポイント増えている(図49、第51表)。

図49 退職手当の使用予定



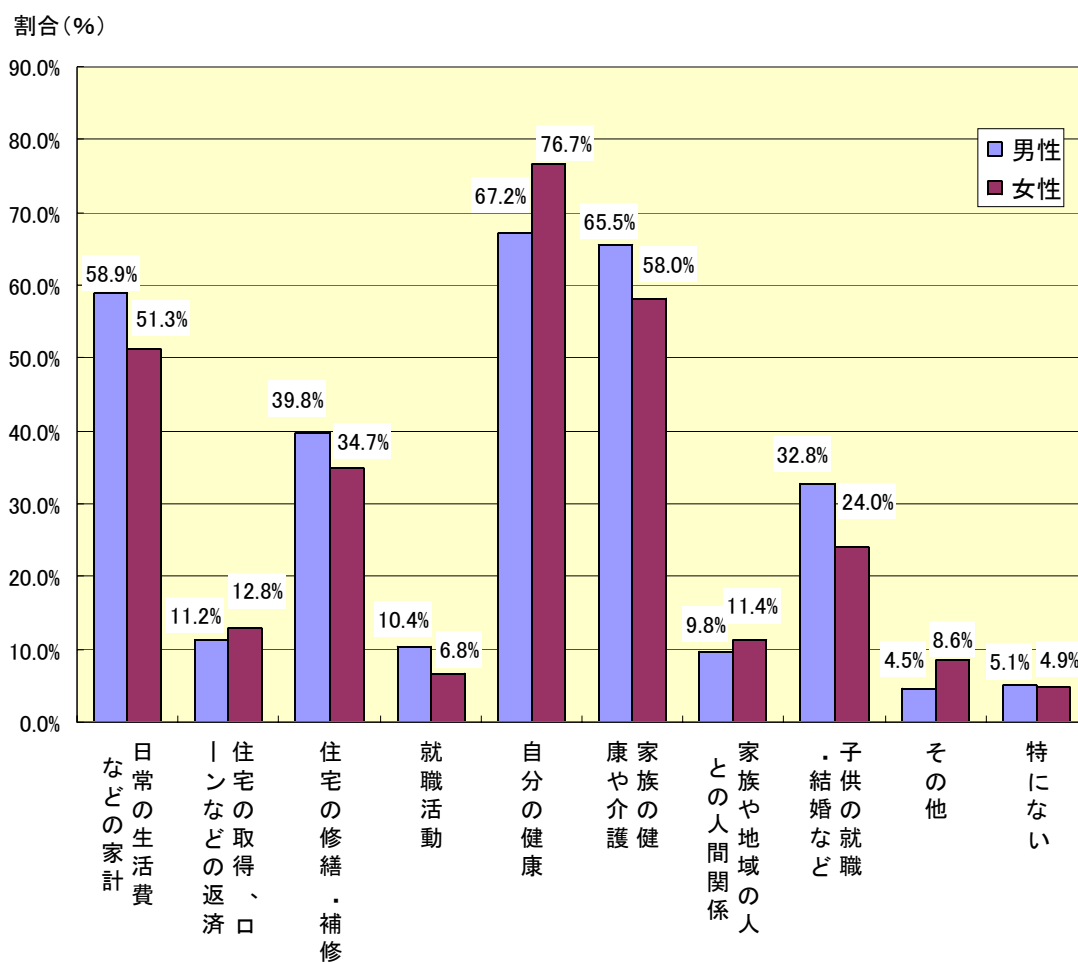
6 その他

- ・ 今後の生活についての不安の内容は、「自分の健康」が男性67.2%(前回調査71.0%)、女性76.7%(同78.3%)、「家族の健康や介護」が男性65.5%(同58.7%)、女性58.0%(同53.8%)を挙げる者が多いが、「日常の生活費など家計」が男性58.9%(同64.3%)、女性51.3%(同53.4%)を挙げる者の割合も高い。
- ・ 退職する前にもっと知っておけば良かったと思う知識等については、45.6%(前回調査41.2%)の者が「年金、保険などの知識」を挙げている。
- ・ 退職準備のため、定年前に休業制度や勤務時間の一部を免除する制度があった場合に利用すると回答した者は56.7%(前回調査22.6%)となっている。
- ・ 公務に適切な今後の高齢者雇用制度は「定年年齢の引上げ」が56.2%と最も多い。

(1) 今後の生活についての不安

これからの生活についての不安の内容は、「自分の健康」が男性では67.2%（前回調査71.0%）、女性では76.7%（同78.3%）、「家族の健康や介護」が男性では65.5%（同58.7%）、女性では58.0%（同53.8%）、「日常の生活費などの家計」が男性では58.9%（同64.3%）、女性では51.3%（同53.4%）とこの三つを挙げる者が多く、この傾向は前回調査と変わらない。また、男女別に比較しても同じ傾向であった。不安が「特にない」とする者の割合は、男女ともにほぼ同じ割合で5%程度（同男性3.0%、女性4.1%）しかなかった（図50、第52表）。

図50 今後の生活で気にかかることや、不安に思うこと（複数回答）



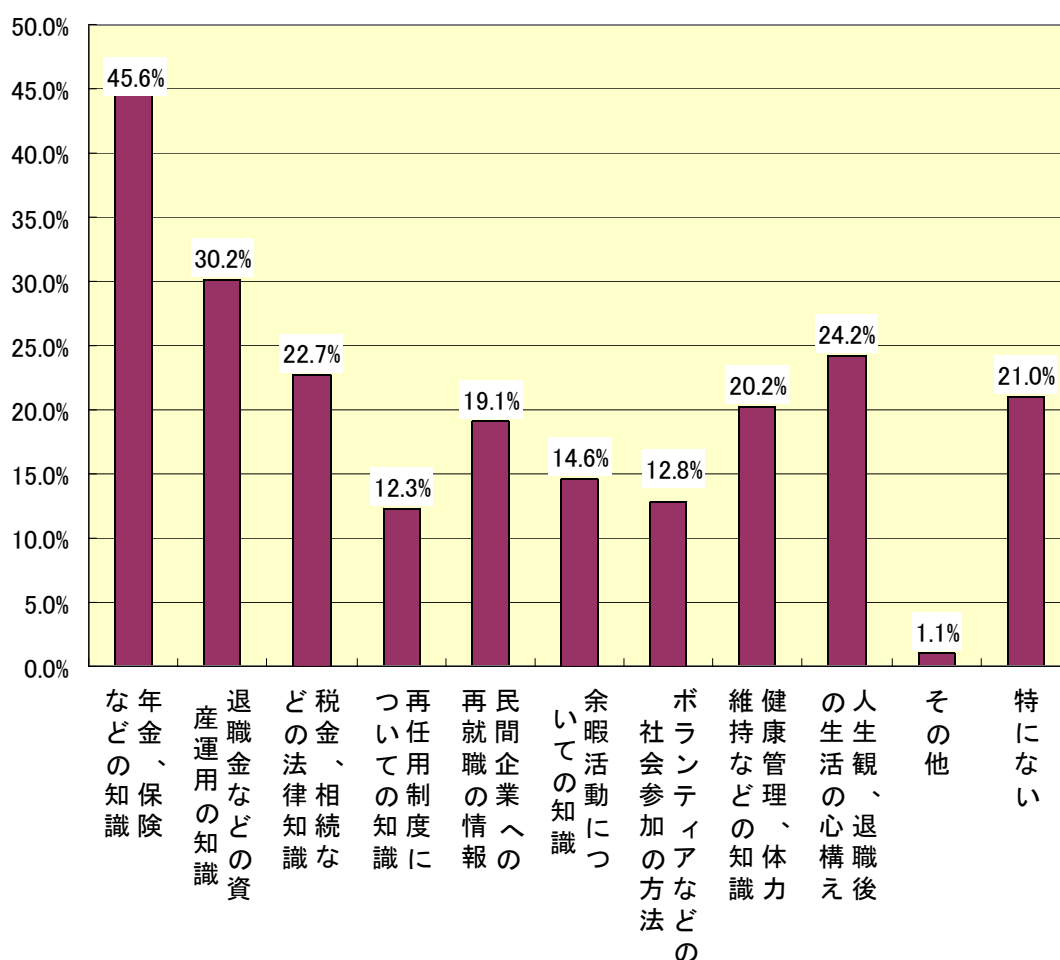
(2) 退職する前にもっと知っておけば良かったと思う知識等

退職する前にもっと知っておけば良かったと思う知識等については「年金、保険などの知識」を45.6%(前回調査41.2%)の者が挙げており、以下、「退職金などの資産運用の知識」30.2%(同21.6%)、「人生観、退職後の生活の心構え」24.2%(同26.2%)、「税金、相続などの法律知識」22.7%(同16.6%)、「健康管理・体力維持などの知識」20.2%(同20.9%)、「民間企業への再就職の情報」19.1%(同13.6%)の順となっている。

その一方で、「特にない」とする者も21.0%(同17.3%)あった(図51、第53表)。

図51 退職前にもっと知っておけば良かったと思うこと(複数回答)

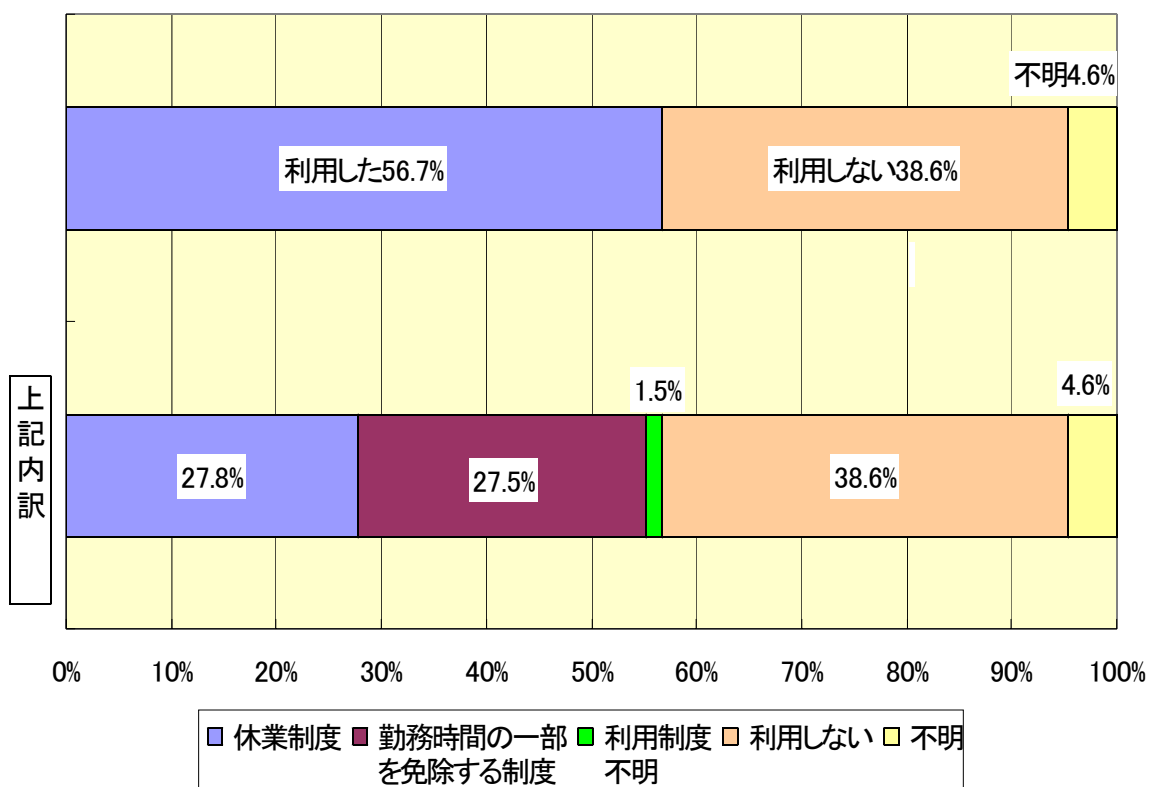
割合(%)



(3) 退職準備等のための定年前の休業、勤務時間の一部免除制度の利用の有無

「退職準備等のために、定年前の一定期間休業や勤務時間の一部を免除する制度があったとしたら、あなたは利用しましたか」という問には、「利用した」が56.7%で前回調査(22.6%)と比較して大幅に増加しており、利用する内容は「休業制度」27.8%(前回調査12.1%)と「勤務時間の一部を免除する制度」27.5%(同10.1%)とがほぼ同じ割合となっている(図52、第54表)。

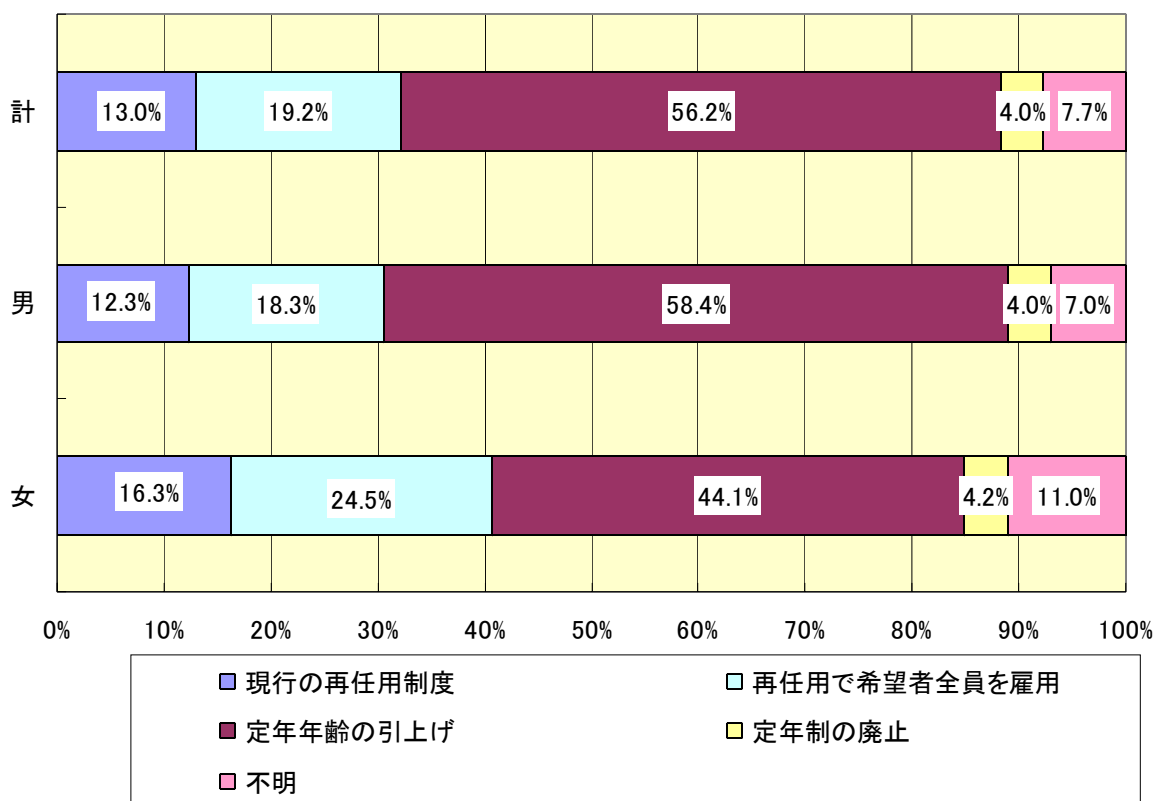
図52 退職準備等のための定年前の休業制度の利用の有無、利用内容



(4) 公務に適切な今後の高齢者雇用制度

公務に適切な今後の高齢者雇用制度については、「定年年齢の引上げ」が約56%と最も多く、次いで「再任用で希望者全員を雇用」、「現行の再任用制度」となっており、「定年制の廃止」は4%程度しかなかった。なお、女性の場合は「定年年齢の引上げ」が男性より少なく、「再任用で希望者全員を雇用」及び「現行の再任用制度」の割合は男性を上回っている（図53、第55表）。

図53 公務に適切な、今後の高齢者雇用について



(5) 再任用について寄せられた意見

再任用について寄せられた意見は全体で1,185件あった。

これを分類項目別に見ると、”制度維持”では「60歳定年が適当、定年制度は必要」(41)、「再任用制度は良い制度である」(19)、「今後も拡大、充実すべき、積極的に推進を」(16)、“人事院への要望”では「各府省に対する指導強化を」(10)、“制度に対する要望”では「希望者全員再任用を」(83)、「65歳まで再任用を」(38)、「再任用の期間が短い(6ヶ月)」(15)、「格付けが低い、給与が低い」(62)、「退職時と同じ勤務地に、住居のそばの勤務地に」(20)、「仕事がきつすぎる、高齢者にふさわしい業務を」(19)、「再任用は定員外とすべき、特別枠とすべき」(47)、「退職共済年金の満額支給が65歳になることに伴い定年年齢の延長を」(386)、“各府省の対応に対する不満”では「再任用制度を実施(導入)していない」(13)、「省庁によって異ならないようなルールを」(17)、「短時間しか実施していない。フルタイムも」(13)、「制度の説明がない。十分に説明すべき」(42)、「人選に不公平感がある、再任用基準を明確に」(26)、「受け入れ体制未整備、準備不足」(14)、「組織が導入に不熱心。上司が消極的、無理解」(18)、“再任用後のとまどい等”では「上下の逆転、気まずい思い」(10)、“制度廃止・消極論・悲観”では「若者にポストを譲るべき、後進に道を譲るべき」(17)、「再任用は機能していない、絵に描いた餅」(28)、“その他”では「年金が少なく生活ができない」(25)、「年金支給年齢の引き下げ(60歳に)」(21)、「選択定年制を導入」(21)等となっている(第56表)。

おわりに

本調査は平成18年度の60歳定年退職者の就労及び生活の状況を把握するため行ったものであるが、平成17年度・18年度定年退職者は63歳になるまで基礎年金相当の年金が支給されないこととなっている。前回調査との比較における退職後の就職希望の増加などの今回の調査結果は、今後、基礎年金相当の年金が支給されない期間が長くなるに従って、一層強まる傾向が予想される。さらに平成25年度の60歳定年退職者からは無年金期間が生じるため、従来の高齢期の雇用・収入の確保策について抜本的な検討が必要となる。

また、退職する前にもっと知っておけば良かった知識として、「年金、保険などの知識」、「退職金などの資産運用の知識」、「人生観、退職後の生活への心構えに関する知識」、「健康の維持・病気などの知識」を挙げている者が多かった。高齢期に入れば就労意識、家庭環境、健康状態等は個人ごとに多様化するが、高齢社会において、長い定年退職後をより有意義に過ごすためには、定年後の生活のあり方について早い時期から個人が自覚を持って自ら設計し、選択していくことがますます重要となるものと考え。そのため、職員に対する支援のあり方を総合的に検討するとともに、現在実施しているが、各府省からのニーズも高い「生涯設計セミナー」をより一層充実・強化していくことが必要であると考え。

以 上